

## 第2回東串良町複合施設建設検討委員会

日時：令和5年11月7日（火）13：30～

場所：東串良町役場防災庁舎2階対策本部室

### 会 次 第

#### 1 開会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 協議・報告事項

##### 議題

(1) 前回委員会のふりかえり 資料1

(2) 本町の財政状況について 資料2

(3) 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画の策定方針について 資料3

(4) 詳細スケジュールについて 資料4

(5) 複合施設の事例について 資料5、6

・複合施設の事例の情報提供 ・事例視察先及び行程について

(6) 住民アンケートについて 資料7、8、9

・住民アンケート調査の概要 ・住民アンケート調査の依頼文

・住民アンケート調査票案

#### 4 閉会

【資料1】 第1回東串良町複合施設建設検討委員会 議事録

【資料2】 財政状況資料

【資料3】 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画の策定方針

【資料4】 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画の策定スケジュール

【資料5】 複合施設の近年の事例の紹介 ※スライドで提示

【資料6】 事例視察先及び行程

【資料7】 住民アンケート調査の概要

【資料8】 住民アンケート調査の依頼文

【資料9】 住民アンケート調査票案

**令和5年度 第2回  
東串良町複合施設建設検討委員会**

職	氏名	団体名等	備考
委員長	柴田 晃宏	鹿児島大学 学術研究院理工学域工学専攻 建築学プログラム	教授
副委員長	末村 玲子	男女共同参画推進懇話会	会長
委員	村山 博隆	東串良町商工会	会長
委員	柳井谷 浩文	東串良漁業協同組合	参事
委員	清瀧 逸子	東串良町老人クラブ連合会	副会長（女性委員長）
委員	新福 峰子	東串良町民生委員協議会	女性部長
委員	甫村 美保子	東串良町生活研究グループ連絡協議会	会長
委員	野口 美保	東串良町ツーリズム協議会	会長
委員	若松 優子	東串良町文化協会	副会長
委員	重 俊一	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	会長
委員	中久保 奈穂子	P T A 連絡協議会	副会長
委員	宮野 育子	町内児童福祉施設	児童福祉施設代表
委員	吉田 勝海	教育委員会	職務代理者
委員	立迫 尚輝	東串良町青年団	団長
委員	丸山 誠志郎	自立支援センターおおすみ	障害福祉施設代表
委員	尾方 広之	町民代表	公募
委員	上園 智子	町民代表	公募

事務局	中島 孝一	企画課	課長
事務局	畠中 輝久	企画課	課長補佐
事務局	高野 竜一	企画課	係長

【委員】 男性 8 名 女性 9 名 計 17 名

## 東串良町複合施設建設検討委員会 会議録

### 【会議名】

第1回東串良町複合施設建設検討委員会

### 【日 時】

令和5年8月10日(木)13時30分～

### 【会 場】

東串良町役場 防災庁舎2階 対策本部室

### 【出席者】

#### ・委員(17名)

柴田委員長、村山委員、柳井谷委員、清瀧委員、新福委員、甫村委員、野口委員、  
若松委員、重委員、中久保委員、末村委員、宮野委員、吉田委員、立迫委員、  
丸山委員、尾方委員、上園委員

#### ・町職員等(4名)

東串良町長  
事務局(企画課)

### 【会次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員・職員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 諮問
- 7 協議
- 8 その他
- 9 閉会

### 【協 議】

- (1) 検討委員会の運営指針について
- (2) 検討委員会の概要について
- (3) 今後の進め方について

## 【会議結果要旨】

- (1) 委員長に柴田晃宏氏、副委員長に末村玲子氏を選任
- (2) 東申良町複合施設建設検討委員会運営指針(案)は事務局案のとおりとする。

## 【会議経過要旨】

### 1 開会

(事務局)

第1回複合施設建設検討委員会を開会する。

### 2 委嘱状交付

(事務局)

委員委嘱状交付については、時間の都合上、代表者一人に交付とさせていただく。代表者は、委員名簿一番目の柴田委員とする。

(会場前方で町長が柴田委員に交付)

委嘱状記載の委嘱期間については、令和6年3月31日までとしているが、条例では複合施設建設の基本構想及び基本計画に関する事等の所掌事務が終了する日までとなっている。各種団体で役員の変更等があった際、団体に属したままの場合は継続していただく予定であるが、要件を欠くに至った場合は事務局と協議の上、委嘱について検討することとする。

### 3 町長あいさつ

### 4 委員・職員紹介

### 5 委員長及び副委員長の選任

(事務局)

委員長及び副委員長の選任は、東申良町複合施設建設検討委員会設置条例第4条で委員の互選により決定することとしている。選任まで企画課長を座長として進めさせていただく。

(企画課長)

委員長について、委員から自薦、他薦はないか。

(委員)

事務局案はないか。

(企画課長)

事務局案を求める発言があり、自薦他薦がないようなので、事務局案を申し上げてよいか。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

了解をいただいたので、事務局案として委員長に柴田委員を推薦する。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

異議なしとのことで、柴田委員に委員長をお願いする。

(委員長)

柴田委員長就任あいさつ

(企画課長)

続きまして、副委員長について、委員から自薦、他薦はないか。

(委員)

事務局案はないか。

(企画課長)

事務局案を求める発言があり、自薦他薦がないようなので、事務局案を申し上げてよいか。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

了解をいただいたので、事務局案として副委員長に末村委員を推薦する。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

異議なしとのことで、末村委員に副委員長をお願いする。

(委員長)

末村副委員長就任あいさつ

## 6 諮問

諮問書をもとに、東串良町長の説明及び諮問

諮問後、東串良町長退席。

## 7 協議

### (1) 検討委員会の運営指針について

(議長)

(1)の検討委員会の運営指針について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

東串良町複合施設建設検討委員会運営指針(案)について説明。

(議長)

運営指針(案)について、意見等があるか。

(委員)

第2条で、過半数以上の賛同があるときには会議を公開しないことができると書いてあるが、公開するかしないかの判断基準はあるか。

(事務局)

建設予定地、施設内容、立地的な問題等、世間的に影響を与えかねない部分については、委員に諮った上で、公開の有無を決定する。案件によっては発表を控えるということで運営指針に表記している。

(議長)

基本は公開となる。内容が何か情報としてリークしてはいけないようなものであれば会議で諮り、場合によっては非公開とする考え方でいいかと思う。他に意見等ないか。なければ私の方から一点。傍聴について、SNS等へのアップなどについて指針みたいなものはあるか。

(事務局)

SNS等の内容については、運営指針第6条第3項で、会議録等は事務局で整理して各委員に配付し、確認後に公開とするということで、委員より特に異議がない場合は、町ホームページで公開するとしている。その公開内容をSNS等で発信、委員独自で情報公開することは、他の機密事項でなければ問題ない考える。

(議長)

いえ、私が言いたかったことは、一般の方が傍聴した際、その場でSNSにあげることも可能となるため、事務局が整理する前に発信することになってしまう。それを控えるようお願いすべきかと思う。

(事務局)

おっしゃるとおり、傍聴はテープレコーダーやビデオカメラ等の持ち込みを禁止しているが、SNSへの即時発信にも十分注意を促し、公開の状況を見て発信するようお願いする。

(議長)

お願いします。他にないか。

(議長)

異議がないようなので、決定したいと思う。それでは、本日付で施行することとする。

## (2) 検討委員会の概要について

(議長)

では、(2)の検討委員会の概要について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

検討委員会の概要について説明。

(議長)

検討委員会の概要について、意見等ないか。

(議長)

特にないようなので、検討委員会の概要についてはこれで承認とする。

## (3) 今後の進め方について

(議長)

では、(3)の今後の進め方について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

今後の進め方について説明。

(議長)

今後の進め方について、意見等ないか。

(委員)

プロポーザルによる企業選択ということだが、希望参加はできるか。選定法はどうしていくのか。

(事務局)

このプロポーザルは、基本構想と基本計画の策定に関するもので、策定にあたり、町が現在保有する70ほどの公共施設のデータを整理し、施設現状や類似団体の施設等を見比べながら、本町に必要な施設、設備について本委員会で意見集約し、そのとりまとめ等の業務を支援していただくもの。また、住民アンケートやワークショップ等の支援業者を選定していくものと考えている。

(委員)

役場と業務実績があるような業者の中から、コンサルを設定するということか。

(事務局)

別です。既に全国的に活躍されているコンサル業の方々に、こういった手法を熟知している業者を公募し、その提案を踏まえ、業者を選定していくものと考えている。

(委員)

一般公募ということか。

(事務局)

はい。

(議長)

私もいくつかそういうことに携わっているが、公開型設計プロポーザルで、基本設計もしくは実施設計の段階で、プロポーザルにて設計案を求めるもの。本件の場合、基本構想で、どうい  
うものを作るのかということが固まっていない状態のプロポーザルになるので、おそらくそのやり  
方をどういうふうにするのかということと、これまでの実績等で評価し、点数をつけて上位の方で  
決めていくというものになると思う。

(委員)

基本構想から業者が入ってくるということか。

(事務局)

はい。総合センターや高齢者福祉センターの2施設を主とし、年間各施設1万人ほどの利  
用者がいる。その他公共施設もあるので、複合施設となれば色々な要望があると思う。「こうい  
った施設を拡充してほしい」だとか、色々な意見を集約していきたいと思う。

(委員)

役場庁舎はプロポーザル方式で建設されたということだが、それは実施設計の段階からとい  
うことだと思うが、今回の場合は基本構想からということで間違いないか。

(事務局)

今、吉田委員からもありましたように、庁舎については、実施設計からプロポーザルという形  
だったが、今回の計画については、まず基本構想、基本計画の素案を作成する。基本計画は  
大体のイメージ、規模に関する部分で、来年12月までにはできる予定である。その後、基本設  
計となった場合、全国の設計業者から改めてプロポーザル方式で、こちらの検討委員会ので  
きなかった基本計画に沿った設備の内容を有した、また斬新的な、意匠的なイメージのプロポ  
ーザルを実施し、実際の建物に繋げていくので、まずその元となる基本構想、基本計画のプロ  
ポーザルという形で今回業者支援をいただく予定と考えている。

(議長)

つまり今回選ぶ業務支援業者と設計を行う業者は、個別にプロポーザルで選定するとい  
うことか。

(事務局)

現状、実際こういう施設を作る、作りたいという、素案が全くない。高齢者福祉センターと総合センターが老朽化し、単体ではなく複合した利用率の高い施設を求める住民の意向があり、町が提案するより、幅広い意見を踏まえ、こういった機能があつたらいいというものを最終的にまとめたものを作り上げるイメージ。来年以降にまたプロポーザルを実施し、実際の建物を作る設計書を作り上げていく、その前段階の基本構想、基本計画策定までの支援業者のプロポーザルであると認識していただければと思う。

(議長)

あくまでも今回の検討委員会がここにあるので、どのような機能を盛り込むかだつたりニーズだつたりというのは、ここで検討していく。なので、検討委員会で具体的な意見等が何もない状態であれば、もしかしたらその業者から意見をいただくことを求めるなど、検討委員会や町で出た意見を事務局でまとめることを補助、支援するための業者さんを選定するという理解でよいか。委員から意見が出ないと委員会は他からあがってきた意見の承認委員会にしかないので、やはり本委員会で意見を抽出してそれをまとめていただくというような形で進めていくのが良いと思う。

(委員)

そういう業者が決まったとして、検討委員会のメンバーとその業者と一緒に協議の場に入るということもあるということか。

(事務局)

この検討委員会には参入していただいて、例えば11月の会でいくと、現在の施設の概要、立地場所、規模など、具体的な資料を踏まえて協議し、庁内検討委員会でも報告して、その場にも業者に立会いしていただき、本委員会の結果、庁内検討委員会の結果を踏まえて、住民アンケートを全世帯で実施していく予定である。アンケートの内容、質問事項等の確認や取りまとめなどを本委員会で提案し、最終的に全体の意見を集約して、必要最低限かつ合理的な施設ができる形で本委員会の意見を反映させた基本構想、基本計画とする予定である。

(議長)

よろしいか。他に意見や質問はないか。

なければ私から1点よろしいか。

(議長)

スケジュール表(案)の中で(4)の施設の立地場所の検討ですが、そこにできるかどうかという問題もあると思うので一概に言えないが、できれば1月の3回目検討委員会ではなく4回目あ

たりで、立地場所決定としたいと考える。敷地がもうここしかないとか、建て替えてこの場所しかないとかであればいいが、そうでない場合だと敷地の条件によってできることが若干変わってくるので、駐車場の取り方など。先に敷地を決めてそれに合わせて機能を決めるのではなく、選定の余地があるのであれば、機能など同時並行させていただけるとありがたいかなと思う。町としてのスケジュールでどうしても変更しなければいけない理由があれば、それは検討したいと思うが。

(事務局)

委員長のおっしゃるとおり、先に場所を決めてしまうと、規模が決まってない部分、それから最も面積を必要とする駐車場など、こちらも踏まえた場所選定というのは必要になってくると思う。既存の総合センターは複合化構想の中に入っている施設だが、こちらの場所の水害リスク、交通の面でのアクセスについてなど、色々な課題がある。構造の規模的な部分等も踏まえて、同時並行で、このスケジュール案を調整し直して、また次回までに修正案として出したいと思う。

(議長)

よろしく願いいたします。他に意見等ないか。なければ修正していただいて再度案を出していただくということで、一応現状での進め方についても了承いただいたということでよいか。他になければこれで決定とする。

## 8 その他

(委員長)

最後にその他、委員のみなさまで何か協議したいことはあるか。

1点、私の方からよろしいか。複合施設建設庁内検討委員会が行われるということで、多分そこで色々な意見が上がってくると思う。もしよければ時間の都合もあると思うが、私も参加可能であれば参加したい。要は、庁内検討委員会から意見があがり、本委員会で建築的にみてやはり変えるべきとなるとそれだけ会議が先に延びてしまうので、可能であれば調整のつく限りで構わないので、参加させていただけたらと思う。庁内検討委員会に参加してよいと委員のみなさまに認めていただければと思うがどうか。

(委員)

反対意見なし。

(委員長)

ありがとうございます。ではそのようにしたいと思う。

私も時間が取れるかどうかの調整もあるので、無理なときは参加できないかもしれないが、可能な限り参加させていただきたいと思う。

では、他に協議したい内容がなければこれで終わりにしたいと思う。

今回の日程状況についてですが、11月初旬に行いたいということで、委員長の方から申し訳ないが、11月7、8、9もしくは14、16、17が大丈夫です。このなかで皆様のご都合を教えてください。

いつでも大丈夫でしょうか。私は午前でもこの6日間の中であれば大丈夫です。鹿児島市から来るので午後の方がありがたいが。

早いほうがよければ11月7日(火)になるが、今日と同じ13時半からということでよいか。

(委員)

反対意見なし。

(委員長)

では11月7日(火)13時半から開催する。

## 9 閉会

この他なければ、第1回東串良町複合施設建設検討委員会をこれで終了する。

(事務局)

1点事務局から連絡です。スケジュール案には入ってないが、11月か12月頃に先進地研修を予定している。できれば最新の施設等、県内限らず県外も含めて、業務支援業者が決まれば、類似した施設を見ていただき、より検討しやすい材料としていただきたいと思う。次回の第2回検討委員会では、場所等をご案内し、参加を募りたいと思う。

### 【その他特記事項】

次回の開催予定

日時:令和5年11月7日(火)13時30分～

場所:未定

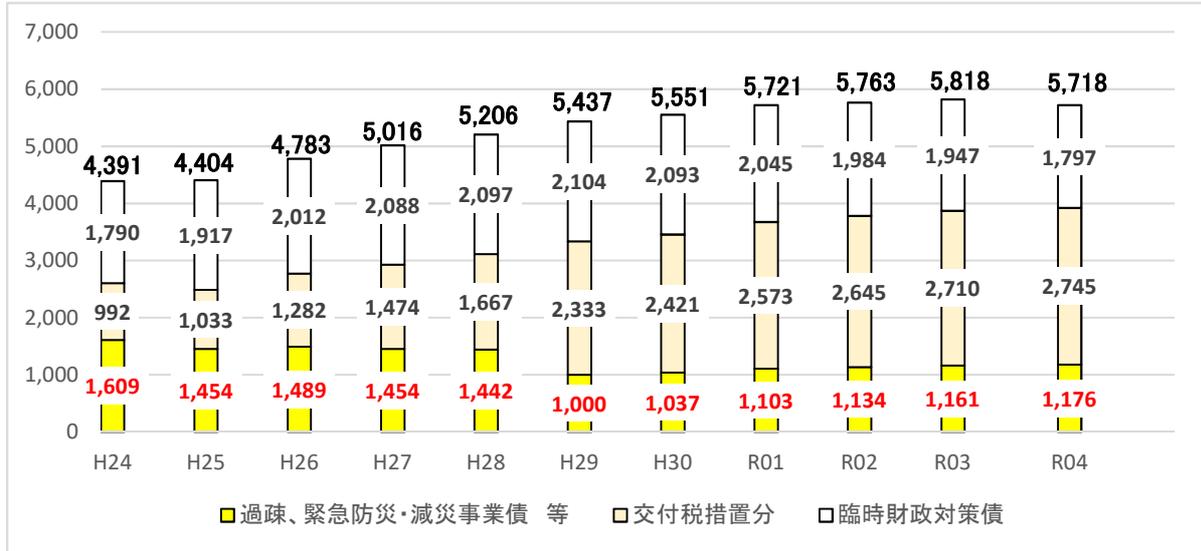
### 【会議録署名欄】

# 資料 2

## 1. 平成24年度から令和4年度までの町債(借入)残高の状況

過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債等の町債残高	平均12億7,700万円
交付税措置される町債残高※	平均19億8,900万円
臨時財政対策債(赤字地方債)の町債	平均19億8,900万円
<b>町債残高</b>	<b>平均52億5,500万円</b>

単位:百万円



## 2. 令和4年度東串良町財政健全化判断比率

○健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (15.0)	- (20.0)	7.8 (25.0)	- (350.0)

備考

- 1 数値がマイナスになる場合は、「-」を記載した。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載した。

# 東串良町複合施設建設 基本構想・基本計画 の策定方針

ランドブレイン・安井建築設計事務所  
共同企業体

令和5年11月7日

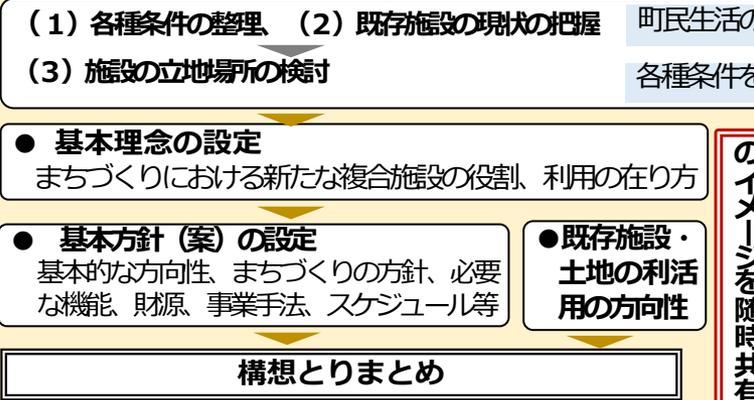
# 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画 の策定について



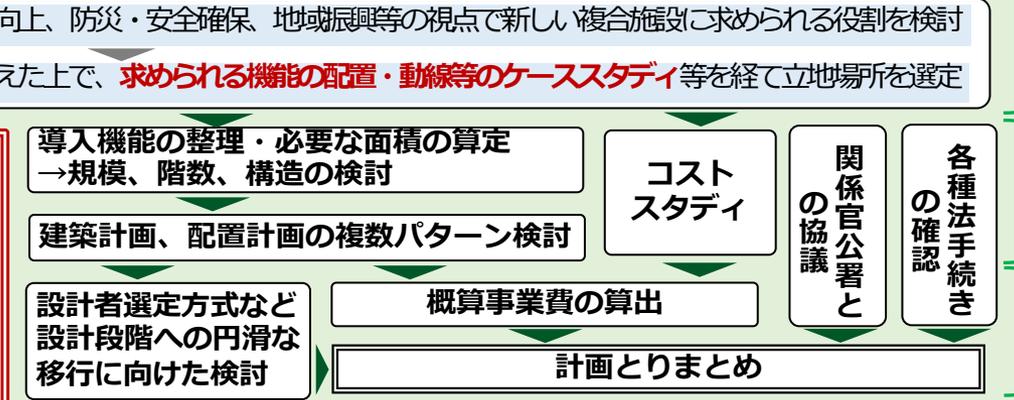
# 「まち」と「建築」の双方の視点で複合施設の姿を明確化

- ◆ 複合施設建設は、まちの中心や人の動きの変化のターニングポイント
- ◆ 建設プロセス自体が東串良町の未来へとつながるまちづくり
- ◆ 業務の初期段階から基本構想、基本計画の検討を同時並行で進める
- ◆ 「まち」と「建築」のイメージを随時共有しながら業務を遂行

## 基本構想策定のフロー <「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化>



## 基本計画策定のフロー <「建物」の視点から複合施設の機能・配置・規模・コストを明確化>



まち・建物の両視点のイメージを随時共有

フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

## 2. 基本構想の策定について

## 基本構想策定のフロー

<「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化>

- (1) 各種条件の整理 (2) 既存施設の現状の把握  
(3) 施設の立地場所の検討

## ● 基本理念の設定

まちづくりにおける新たな複合施設の役割、利用の在り方

## ● 基本方針(案)の設定

基本的な方向性、まちづくりの方針、必要な機能、財源、事業手法、スケジュール等

## ● 既存施設・土地の活用方向性

構想とりまとめ

のまち・建物の両視点  
イメージを随時共有

## 基本計画策定のフロー

<「建物」の視点から複合施設の機能・配置・規模・コストを明確化>

町民生活の維持向上、防災・安全確保、地域振興等の視点で新しい複合施設に求められる役割を検討  
各種条件を踏まえた上で、**求められる機能の配置・動線等のケーススタディ**等を経て立地場所を選定

導入機能の整理・必要な面積の算定  
→規模、階数、構造の検討

コスト  
スタディ

関係官公署と  
の協議

各種法手続き  
の確認

建築計画、配置計画の複数パターン検討

設計者選定方式など  
設計段階への円滑な  
移行に向けた検討

概算事業費の算出

計画とりまとめ

フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

## まちの拠点性と施設の関係性から立地場所を選定

- 施設周辺を含む**エリアの拠点性**
- 町全体や広域から見たときの**施設の位置関係** を加味し、比較検討

要素	概要
敷地条件	単独・複数敷地、土地の形、高低差、土地取得の容易さ、インフラ(給排水、地盤の強さ等)
立地条件	利便性、周辺の住宅地・田畑との関係、町内外の公共施設との機能連携の可能性等

## 2. 基本構想の策定について

### 基本構想策定のフロー

<「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化>

- (1) 各種条件の整理
- (2) 既存施設の現状の把握
- (3) 施設の立地場所の検討

町民生活の維持向上、防災・安全確保、地域振興等の視点で新しい複合施設に求められる役割を検討  
各種条件を踏まえた上で、**求められる機能の配置・動線等のケーススタディ**等を経て立地場所を選定

- **基本理念の設定**  
まちづくりにおける新たな複合施設の役割、利用の在り方
  - **基本方針(案)の設定**  
基本的な方向性、まちづくりの方針、必要な機能、財源、事業手法、スケジュール等
  - **既存施設・土地の活用方向性**
- 構想とりまとめ

のまち・建物の両視点  
イメージを随時共有

導入機能の整理・必要な面積の算定  
→規模、階数、構造の検討

建築計画、配置計画の複数パターン検討

設計者選定方式など  
設計段階への円滑な  
移行に向けた検討

コスト  
スタディ

関係官公署と  
の協議

各種法手続き  
の確認

概算事業費の算出

計画とりまとめ

フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

## 未来のまち・住民に必要な複合施設の役割を明確化

- 多世代の住民が集い「活動する」役割
- 住民同士が憩い「交流する」役割
- 町内の**防災機能の一翼を担い**「守る」役割



(例) 図書+喫茶



(例) 子育て+交流

役割	必要な機能
活動する	ホール、会議室、研修室、調理室、図書室 等
交流する	喫茶・談話・飲食、サロン、子育て 等
守る	(非常時に) ホール・会議室等を活用

## 2. 基本構想の策定について

## 基本構想策定のフロー

&lt;「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化&gt;

- (1) 各種条件の整理、(2) 既存施設の現状の把握  
(3) 施設の立地場所の検討

● 基本理念の設定  
まちづくりにおける新たな複合施設の役割、利用の在り方

● 基本方針(案)の設定  
基本的な方向性、まちづくりの方針、必要な機能、財源、事業手法、スケジュール等

● 既存施設・土地の活用方向性

構想とりまとめ

のまち・建物の両視点  
イメージを随時共有

## 基本計画策定のフロー

&lt;「建物」の視点から複合施設の機能・配置・規模・コストを明確化&gt;

町民生活の維持向上、防災・安全確保、地域振興等の視点で新しい複合施設に求められる役割を検討  
各種条件を踏まえた上で、**求められる機能の配置・動線等のケーススタディ**等を経て立地場所を選定

導入機能の整理・必要な面積の算定  
→規模、階数、構造の検討

建築計画、配置計画の複数パターン検討

設計者選定方式など  
設計段階への円滑な  
移行に向けた検討

コスト  
スタディ関係官公署と  
の協議各種法手続き  
の確認

概算事業費の算出

計画とりまとめ

フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

## 町有施設全体での機能分担や施設運営のあり方を検討

- 複合化対象の2施設以外の施設・機能の集約化・複合化、公共施設等との位置関係を踏まえた配置や機能分担、既存施設の跡地活用の検討など、**包括的かつ柔軟に検討範囲を設定**
- 地域や民間の力を活用した運営組織** についても検討

既存施設は  
町直営



複合施設建設を機に  
運営のあり方を再考

### 3. 基本計画の策定について

#### 基本構想策定のフロー

<「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化>

- (1) 各種条件の整理
- (2) 既存施設の現状の把握
- (3) 施設の立地場所の検討

- 基本理念の設定  
まちづくりにおける新たな複合施設の役割、利用の在り方
- 基本方針(案)の設定  
基本的な方向性、まちづくりの方針、必要な機能、財源、事業手法、スケジュール等
- 既存施設・土地の利活用の方角性

構想とりまとめ

のまち・建物の両視点のイメージを随時共有

#### 基本計画策定のフロー

<「建物」の視点から複合施設の機能・配置・規模・コストを明確化>

町民生活の維持向上、防災・安全確保、地域振興等の視点で新しい複合施設に求められる役割を検討  
各種条件を踏まえた上で、**求められる機能の配置・動線等のケーススタディ**等を経て立地場所を選定

導入機能の整理・必要な面積の算定  
→規模、階数、構造の検討

建築計画、配置計画の複数パターン検討

設計者選定方式など設計段階への円滑な移行に向けた検討

概算事業費の算出

コストスタディ

関係官公署との協議

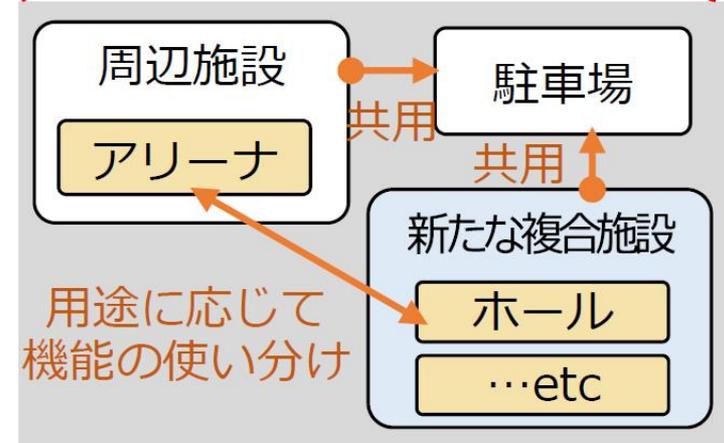
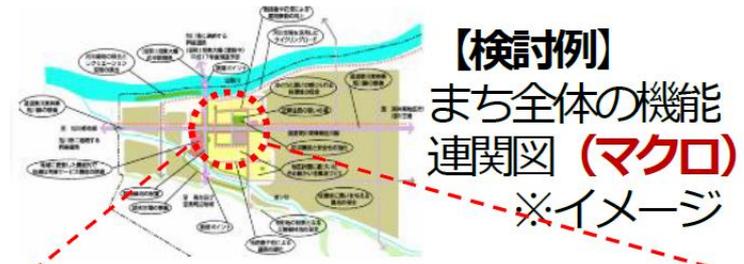
各種法手続きの確認

計画とりまとめ

フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

### まちと敷地の両目線で機能の関係性を可視化

- 公共施設等の**機能同士の関わり合いを示す機能連関**を整理、施設配置等の簡易な比較検討
- **まち全体における最適な機能配置や機能分担による面積・コストの縮減等**についての方針を提案



【検討例】近接含む機能連関図 (ミクロ)

## 3. 基本計画の策定について

## 基本構想策定のフロー

&lt;「まち」の視点から複合施設の場所・役割を明確化&gt;

- (1) 各種条件の整理、(2) 既存施設の現状の把握  
(3) 施設の立地場所の検討

## ● 基本理念の設定

まちづくりにおける新たな複合施設の役割、利用の在り方

## ● 基本方針(案)の設定

基本的な方向性、まちづくりの方針、必要な機能、財源、事業手法、スケジュール等

● 既存施設・土地の活用方向性

構想とりまとめ

## 基本計画策定のフロー

&lt;「建物」の視点から複合施設の機能・配置・規模・コストを明確化&gt;

町民生活の維持向上、防災・安全確保、地域振興等の視点で新しい複合施設に求められる役割を検討  
各種条件を踏まえた上で、**求められる機能の配置・動線等のケーススタディ**等を経て立地場所を選定

導入機能の整理・必要な面積の算定  
→規模、階数、構造の検討

建築計画、配置計画の複数パターン検討

設計者選定方式など  
設計段階への円滑な  
移行に向けた検討

概算事業費の算出

コスト  
スタディ関係官公署と  
の協議各種法手続き  
の確認

計画とりまとめ

まち・建物の両視点  
のイメージを  
随時共有フェーズ1  
フェーズ2  
フェーズ3

## 円滑な設計段階への移行を見据え、コストと設計条件の連動した検討

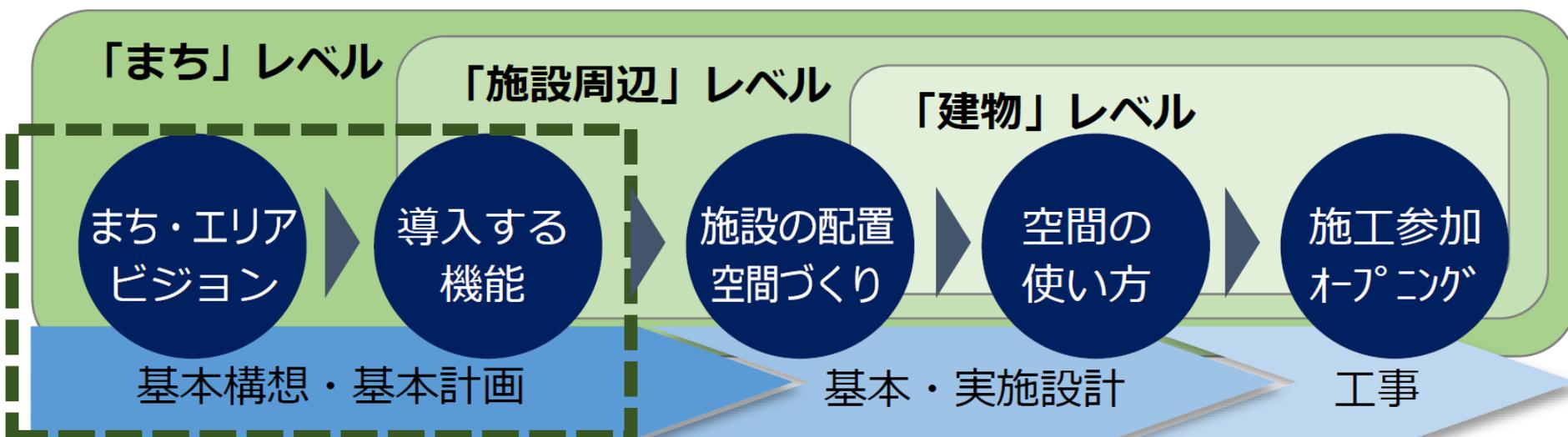
建築計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難場所として、<b>平常時と非常時の両方を想定</b>した機能の配置</li> <li>・社会的に求められる事項(省エネ・環境性能の設定等)と解決の方向性</li> <li>【ホール】<b>席数、座席のタイプ</b> 【図書館】想定する<b>ターゲット</b></li> <li>【会議室、和室】<b>他施設との機能分担</b>、汎用性</li> <li>【喫茶・談話・飲食】<b>機能の拡充、運営</b> 【事務室、独自機能】機能配置の有無</li> </ul>
配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地条件や敷地内外の動線、周辺への影響に配慮し、複数案を比較検討</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>建築費の高騰</b>を踏まえた事業費の算出</li> <li>・ホール等の<b>規模</b>や、他の施設と<b>分担・共用できる機能を考慮</b>した事業費の算出</li> </ul>

# 東串良町の複合施設建設における 住民意向の把握について



## 住民参画は新たな複合施設にかかわり続ける きっかけづくり

- ◆ 複合施設建設における住民参画は、住民がオープン後も複合施設にかかわり続けるためのきっかけとなる場
- ◆ 施設のあるべき論ではなく、「自分事に落とし込む」ことを意識
- ◆ 地域・住民が参画する複合施設の運営体制づくりにつなげることも想定



本業務での住民参画はこの部分

## 新たな複合施設を住民皆でつくりあげる一歩目として、全住民の思いを把握

- 住民アンケートは、わかりやすく、各世帯で話しながら回答できるように
- 町の考えを示した書面を添付し、**町の複合施設建設の意図、目的を把握した上で回答**

サンプル	全世帯（3,300世帯程度に郵送配布・回収）
設問案	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 居住地、家族構成</li> <li>➤ <b>【最も利用頻度が高い人が回答】</b> 属性、既存施設の利用頻度、印象、課題</li> <li>➤ <b>【世帯で話し合って回答】</b> 新複合施設に求めること、必要な機能・サービス・空間</li> </ul>
結果分析	◇ 全体＋地域毎＋家族構成毎に集計、分析、比較

## 誰もが複合施設建設に参加できる機会を段階的に提供

- 住民説明会やワークショップは、**複合施設の立地場所が決まった段階で実施**
- ワークショップは、**鹿児島大学建築学科の学生と連携して実施**
- 様々な世代、目線の人が混ざって語り合うことで、多様な視点を取り入れた複合施設の建設へ

### ■住民説明会（1回目）

- 絵や写真を多用したわかりやすい説明資料（スライド）の作成を支援



### ■住民ワークショップ（全2回）

#### 【第1回】複合施設のあるまちの未来を語り合おう

- 町の考える複合施設について説明
- 複合施設がある未来のまちの姿をイメージし、どんなまちになったらよいか、どんな複合施設ができればよいかを話し合う
- 複合施設のコンセプトとキャッチフレーズをつくる



#### 【第2回】複合施設にある「モノ」「コト」を語り合おう

- 立地場所及び周辺をまちあるき
- 複合施設に必要なモノやコト（あったらよい機能、サービス、空間等）を出し合い、それが必要な理由（誰のため、何のため）を話し合う
- 自分が複合施設でどんなことをしたいか、かかわるのかを宣言する



### ■住民説明会（2回目）、パブリックコメント

- 模型や BIM を用いて 3 次元ボリュームで複合施設のイメージを共有



本業務をスタートとしてさらなる展開

複合施設の設計、工事の各段階における住民参画

# 東串良町の複合施設建設における 庁内の合意形成について



## 庁内の着実な合意形成に向けた支援

- 庁内検討委員会を7回開催予定
- **町職員の立場での思いを聞くアンケートの追加実施**により、多様な視点での意向把握
- 過年度実施の施設利用者、管理者へのアンケートに加え、**施設管理者へのヒアリング**を実施
- **各課の若手職員**の出席を想定した**庁内関係課ワーキング**を追加実施（**3回程度**を想定）

### 《庁内合意形成に係る追加内容と目的》

<p><b>町職員 アンケート</b></p>	<p>全職員を対象にアンケートを実施、職員目線での複合施設のあるべき姿の明確化</p>
<p><b>施設管理者 (町担当課) ヒアリング</b></p>	<p>管理運営上の問題、会議室や温浴の稼働率など、施設カルテでは分からない状況を把握</p>
<p><b>庁内関係課 ワーキング</b></p>	<p>庁内関係課できる限り広く若手職員を募り、施設のあり方・導入機能・運営方法等を議論</p>



# 東串良町複合施設建設検討委員会 について



## 住民が主体的に考え、 合意形成を図るプロセスを支援

- 委員会は住民・関係者の意向をとりまとめる場であり、複合施設建設に**最も直接的にかかわる住民参画の場**
- 委員会では、各種調査結果の共有や提示した資料の内容の協議だけでなく、現地見学や視察、勉強会、自由な意見交換等をあわせて実施し、**委員一人ひとりが学びながら検討の「積み上げ」を感じられる**場づくり

【第1回】複合施設建設の概略・進め方の共有<実施済み>

【第2回】複合施設建設基本構想・基本計画の策定方針・スケジュール、アンケート調査票案

- 複合施設の事例や近年のトレンドを学ぶ勉強会①を実施（具体的な施設の使われ方のイメージを共有）

【任意参加】複合施設の事例視察会を実施

【第3回】アンケート結果の共有、候補地案の比較評価結果及び第一候補の立地場所の説明、協議

【任意参加】既存施設及び候補地の見学会を実施

【第4回】立地場所の決定、複合施設の役割、機能、規模等の共有、協議

- 社会教育分野の有識者による勉強会②を実施
- 必要な機能等について、グループに分かれて意見交換

【第5回】複合施設の役割、機能、規模等（第4回からブラッシュアップ）の共有、協議

- 福祉分野の有識者による勉強会③を実施
- 必要な機能等について、グループに分かれて意見交換

【第6回】ワークショップ結果の共有、施設の配置計画（内部・外部）・概算事業費の説明・協議

【第7回】基本構想・計画案の説明、協議

【第8回】パブコメ結果の共有、基本構想・計画の最終案の説明、協議、答申

■東串良町複合施設建設基本構想・基本計画の策定スケジュール

資料4

業務ステップ		令和5年度					令和6年度														
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
		【基本構想段階】立地場所確定／施設の役割検討					【基本計画段階】住民意向の把握／施設計画の検討						とりまとめ／次年度準備								
基本構想・基本計画の策定	共通	各種条件の整理	町の動向、先進地事例の調査等																		
		既存施設の現状の把握	劣化状況・利用状況整理、施設管理者ヒアリング																		
		設計施設の立地場所の検討	抽出・比較検討・評価・関係者調整		立地場所の最終調整・確定			手続き等整理													
	基本構想の策定	新たな複合施設の役割の検討	町内・周辺の施設情報の整理		役割の検討																
		基本的な方向性の検討	複合化の範囲の再整理		機能分担の検討	複合施設建設及び既存施設の利活用の方向性の検討															
		必要とされる機能の検討			現機能の評価	必要機能の整理			必要機能の調整												
		財源、事業手法、事業スケジュールの検討						財源、事業手法・スケジュールの検討			事業スケジュール等の調整										
	基本計画の策定	施設規模、階数、構造の検討	類似事例の調査		規模スタディ			規模・階数・構造等の検討			確定・調整										
		配置計画、建築計画の検討	敷地現況整理		配置スタディ			配置計画・建築計画の検討			確定・調整										
		概算工事費の算出	類似事例等による参考事業費の検討					コストスタディ			単価等の整理	概算事業費の算出		調整・確定							
住民意向の把握	住民アンケートの実施	調査票・発送準備等		発送・回答	集計・分析																
	住民ワークショップの実施						企画	参加者募集・準備等		1	結果整理	2		結果整理							
	住民説明会の実施						資料準備	説明会①	意見対応							資料準備	説明会②	意見対応			
	パブリックコメントの実施											資料準備	パブコメ期間		意見対応						
庁内の合意形成	職員アンケート及び庁内関係課WGの実施	調査票準備	アンケート回答		集計・分析		準備	1	準備	2	準備		3								
	東串良町複合施設建設庁内検討委員会の開催	1	準備	2	準備		3	準備		4	準備		5	準備			6	準備		7	
	議会説明						資料等の準備		議会説明								資料等の準備	議会報告			
東串良町複合施設建設検討委員会	検討委員会の開催(※第1回は実施済)	準備	2	準備		3	準備		4	準備		5	準備		6	準備		7	準備		8
	議事録の作成及び意見の整理	整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有		整理・共有			
印刷・製本	基本構想・基本計画のとりまとめ										基本構想・基本計画素案の作成		計画書・概要版とりまとめ		印刷製本						

プロポーザル及び委託業者と契約締結

業務完了(令和6年12月27日)

# 平群町総合文化センター



所在地 奈良県生駒郡平群町  
主要用途 文化センター、図書館  
竣工 2020年 1月

構造 SRC造、RC造、S造  
規模 地上2階  
延床面積 2,556㎡

# 平群町総合文化センター

## 集約し統合する現在の3施設

中央公民館



人権交流センター



図書館



## 既存3施設が担ってきた役割と新たな施設に必要な役割（H28基本計画より）

既存施設の統廃合にあたり、各施設が担ってきた役割を（仮称）平群町文化センター・図書館が引き継いでいくうえで必要と思われる施設機能を、抽出しました。



コンセプト

歓声がこだまする「まちの交流とにぎわいの拠点」

交流

複合化の利点を生かしたコンパクトな施設配置が「交流」を生む

吹き抜けを介して互いの活動が見えることで交流・触発の生まれる環境をつくり  
ます。

発信

駅前・線路に開いた施設計画が まちと沿線に元気を「発信」する

まちから、電車の車窓から、活動の様子が見える関係とし、「行ってみたい」を  
誘発します。

にぎわい

イベント広場とにぎわい軸からまちに「にぎわい」があふれ出す

待ち合わせに、イベントに、ちょっとした時間に「まちのロビー」として出会い  
が生まれ暮らしを豊かにする場所をつくります。

# 平群町総合文化センター

## ①まちに にぎわい をもたらす建物構成

- ・ホールや図書館、会議室の機能はにぎわい軸を中心に配置
- ・ホールとホワイエ、イベント広場の一体的な活用や屋外テラスなど、まちとのつながりを感じる 建物構成



ホールやホワイエと一体的に利用できる屋外広場

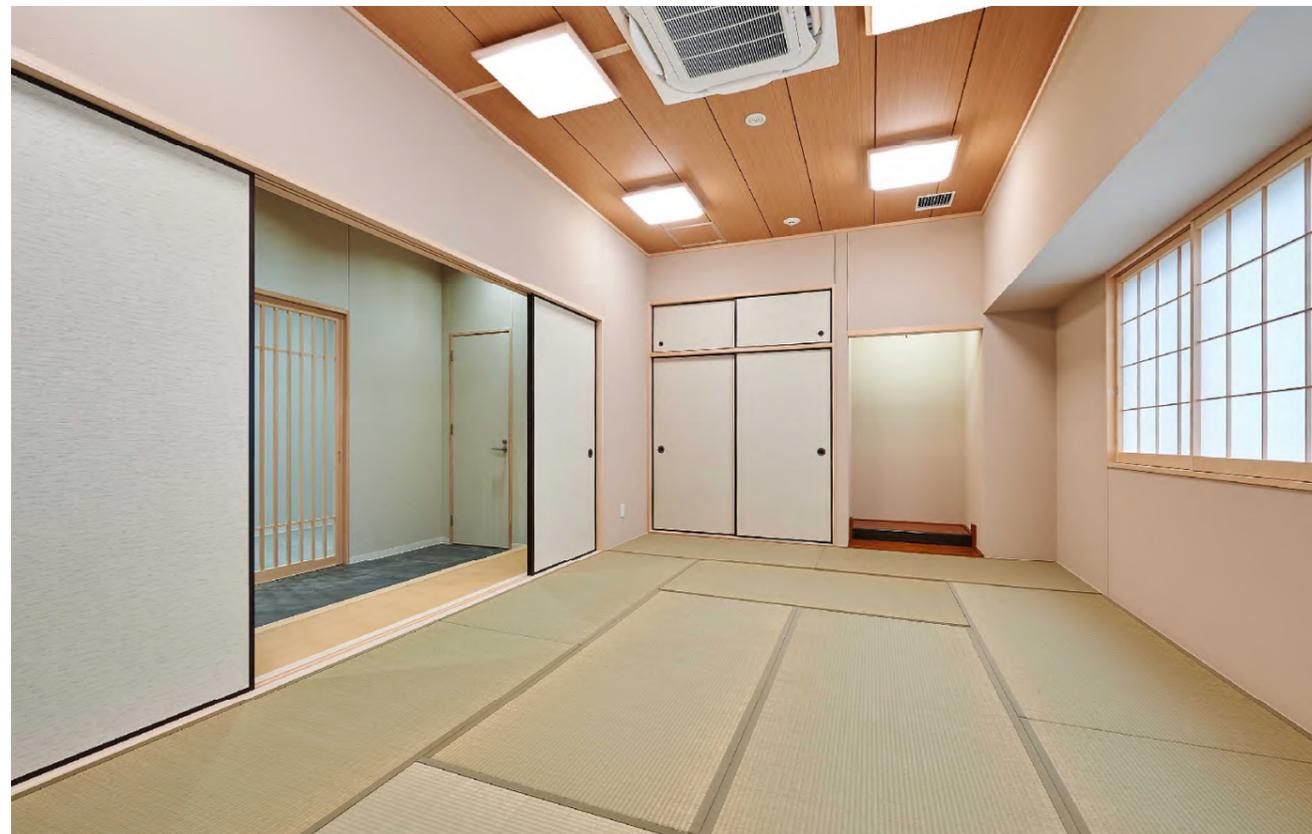
# 平群町総合文化センター

## ②施設規模の最適化と諸室配置

- ・各室の多機能化と兼用化を図った。
  - 様々な催しに対応できる、平土間及び段床席へ可変する大ホール
  - 会議・研修室は防音機能（※）やテラスとの連続性、流し設置など各室ごとに設定
  - 楽屋利用可能な和室
- ・様々な機能が共存する相乗効果を狙い、吹抜やにぎわい軸から各部屋を窺うことができる配置。



図書館とにぎわい軸、屋外テラスは相互に様子が窺える



楽屋として利用可能な和室

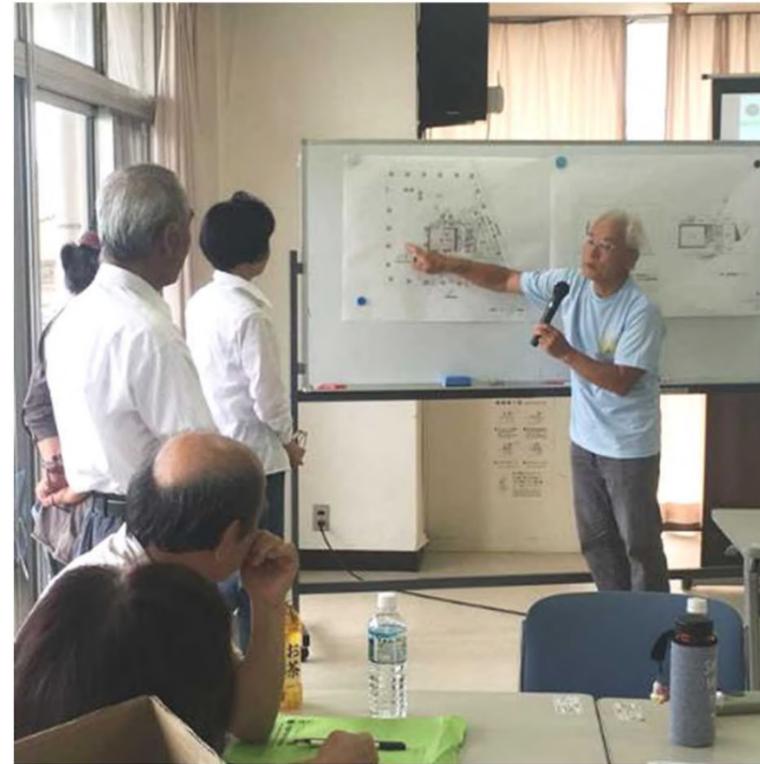


テラスと連続した研修室

# 平群町総合文化センター

## ②「町民とともにつくる」ワークショップ

- ・ 計3回の町民ワークショップを開催
- ・ 計画の周知や地元町民が持つ施設に対する期待や要望を収集
- ・ ワークショップから「予約なくとも自由にいられる場所」の意見があり、それを実現。



ワークショップの様子



矢田丘陵を望む「矢田テラス」

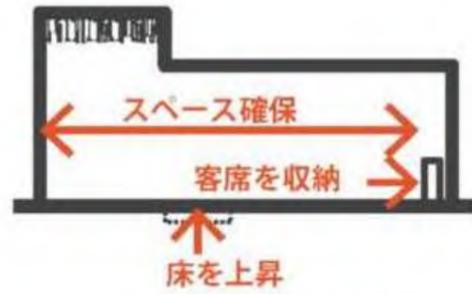


「予約が無くとも自由に居られる場所」-ラウンジ

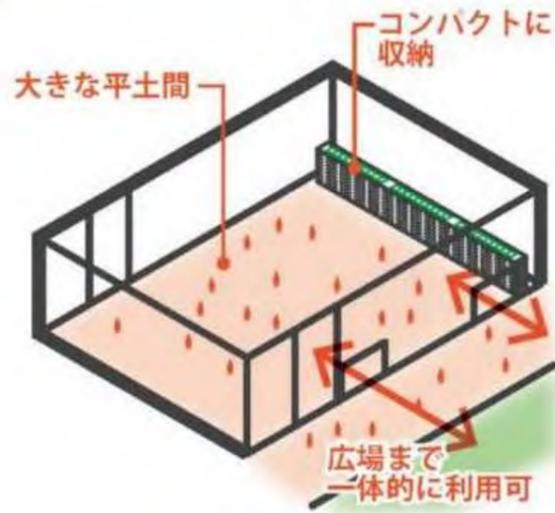
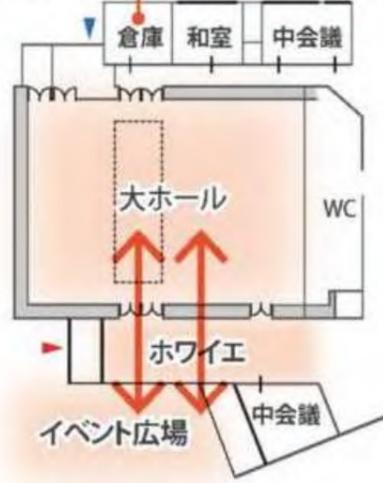
# 平群町総合文化センター

## 平土間での利用

- ・お祭り
- ・展示会
- ・即売会
- ・軽運動  
など

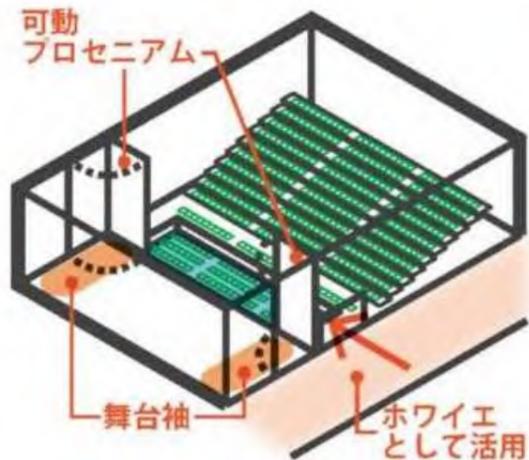
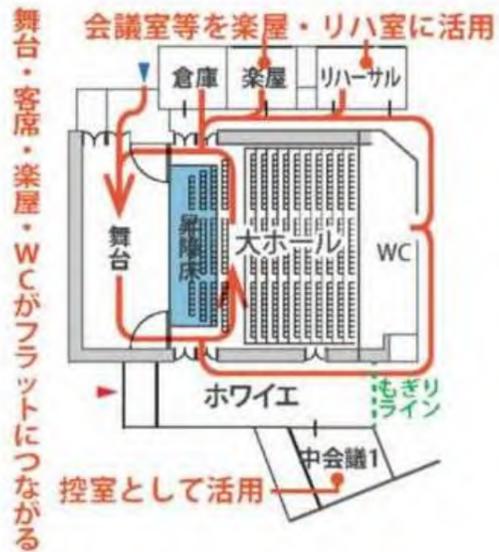
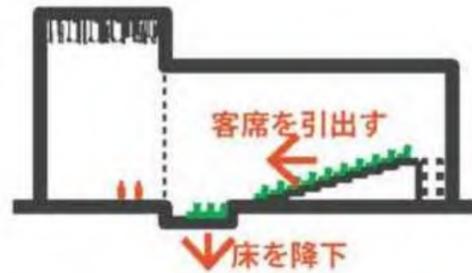


スタッキングチェアを収納できる倉庫

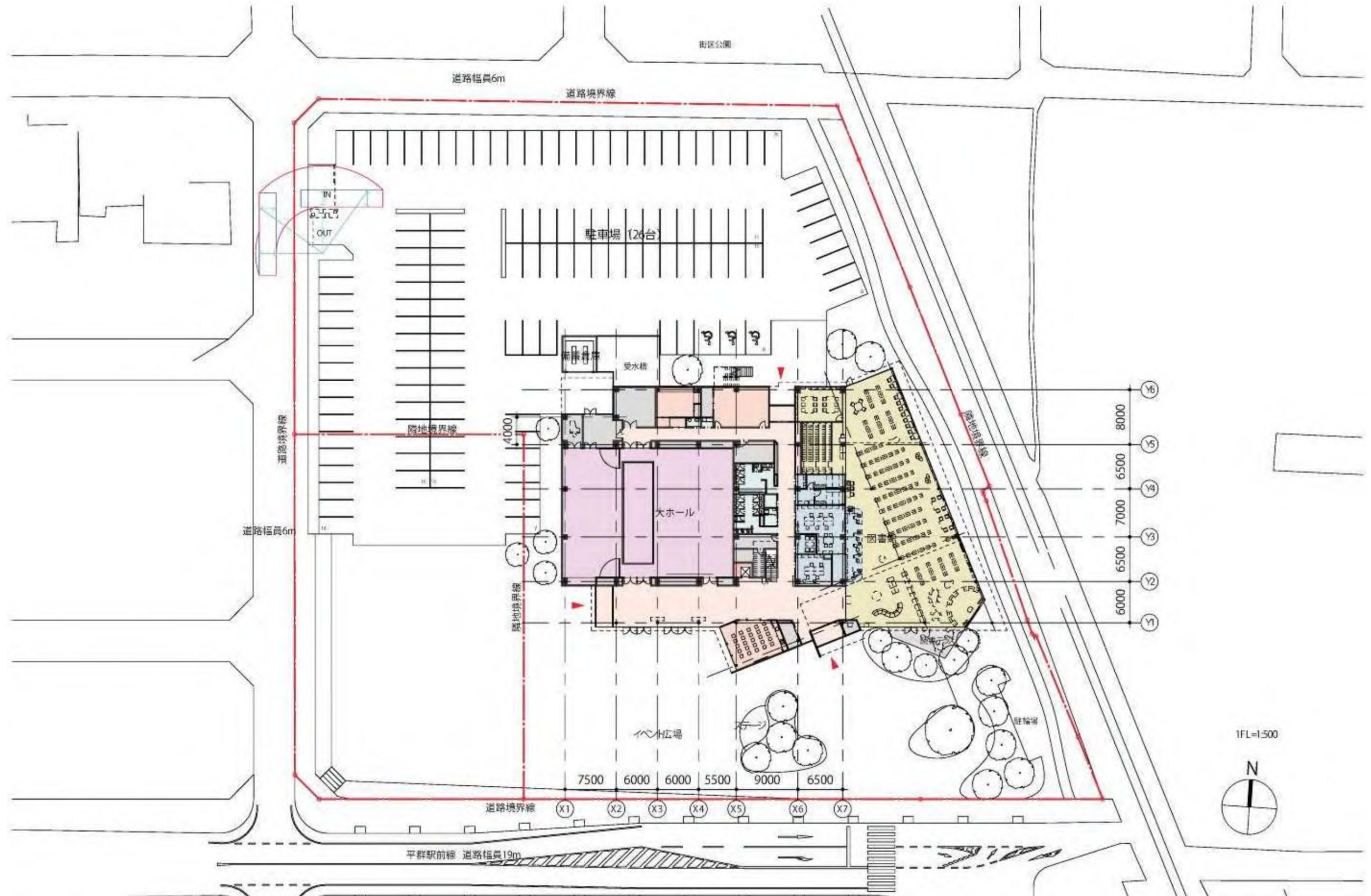


## 段床での利用

- ・発表会
- ・音楽祭
- ・演劇
- ・講演会  
など

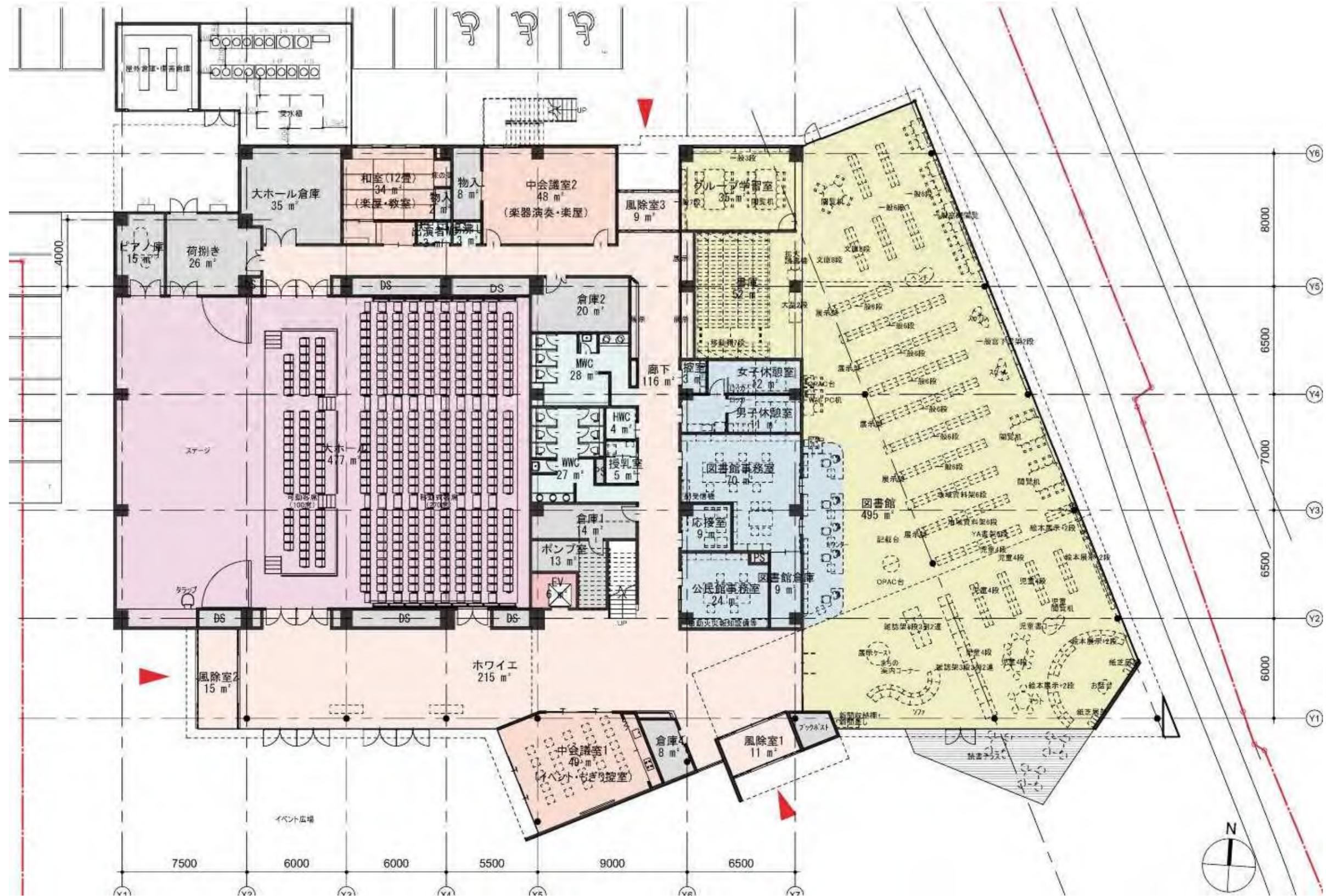


# 平群町総合文化センター



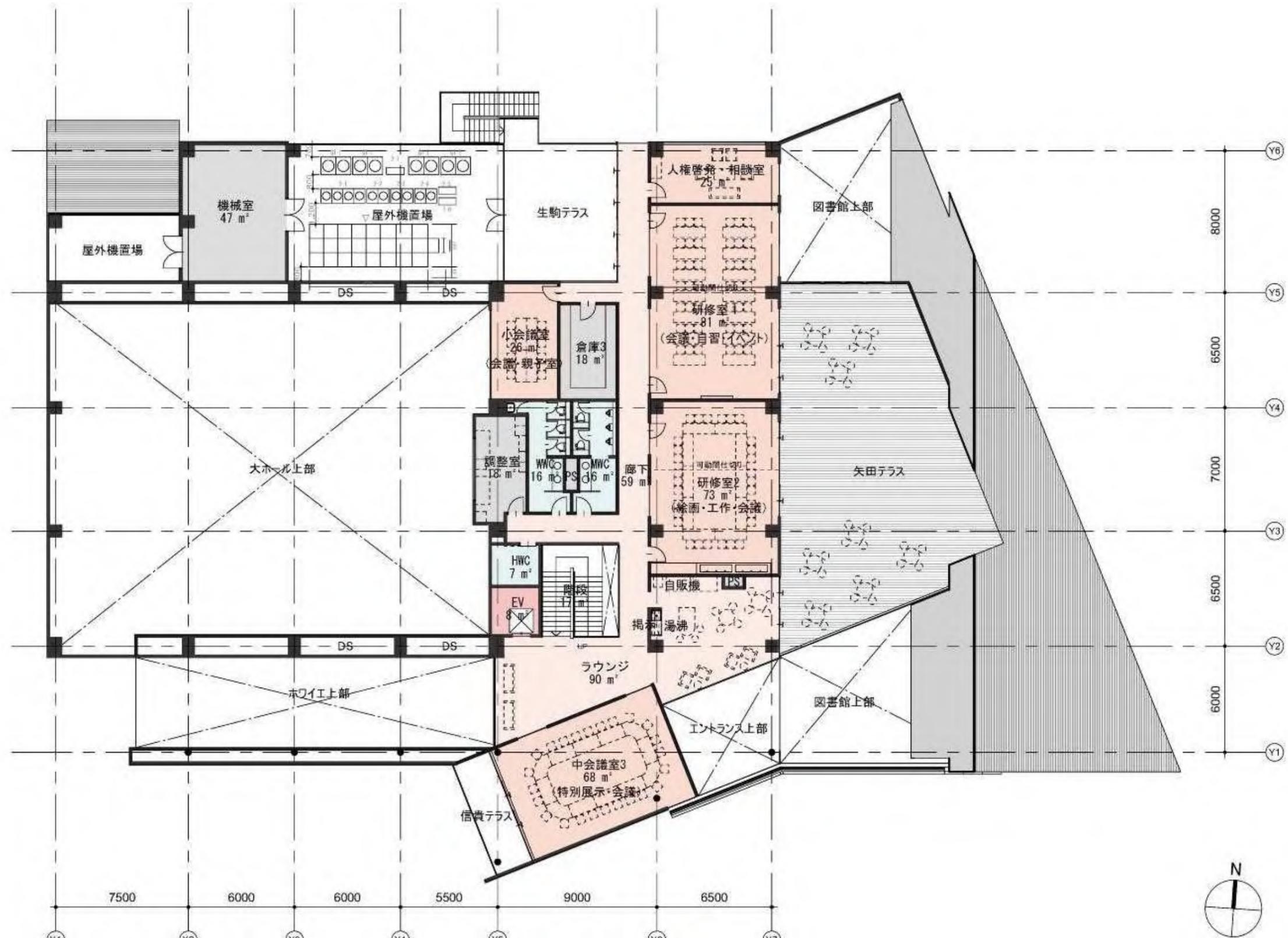
配置図

# 平群町総合文化センター



1階平面図

# 平群町総合文化センター



2階平面図

# 神戸ポートオアシス



所在地 兵庫県神戸市中央区  
主要用途 ホール、会議室、飲食・物販  
竣工 2017年 6月

構造 S造  
規模 地上5階  
延床面積 4,736㎡

# 神戸ポートオアシス

## ○概要

150年を迎えた神戸開港を記念する総合福利厚生施設である。

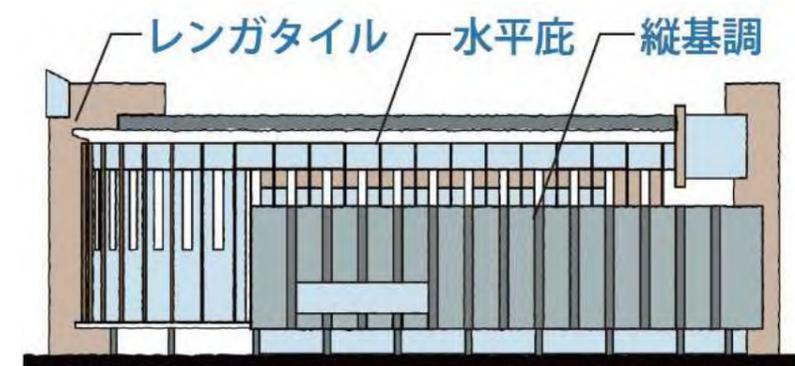
1階は市民に開放された食堂・カフェとコンビニ、

2・3階は音楽イベントも開催可能な多目的ホール、

4・5階は事務室と会議室を配置した複合建築

## 周辺分析から生み出した素直な形態による新しくて懐かしい建築

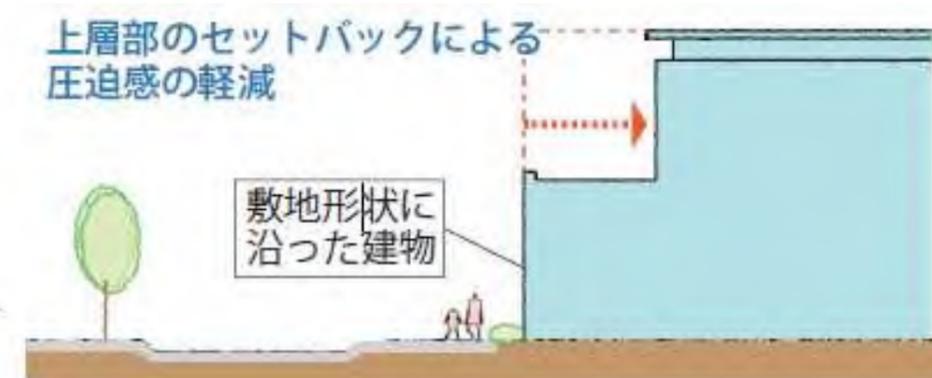
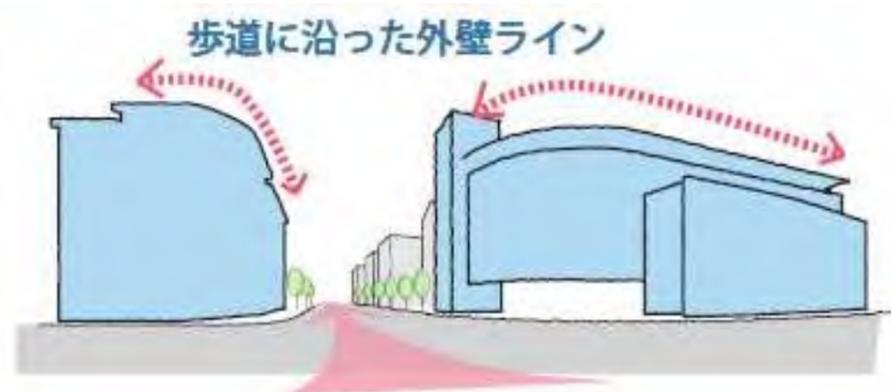
周辺には長く愛され続けている歴史的建築である神戸税関やKIITO、新港貿易会館が現存しており、それらとの建築的調和を図る3つのデザインコードと、敷地周辺の街並み分析から読み取った3つのまちなみコードを採用



3つのデザインコード

デザインコード ①縦基調の外観、②レンガタイル、③頂部の水平庇

まちなみコード ①交差点のアールデザイン、②歩道に沿った外壁ライン、③上層部のセットバック



3つのまちなみコード

# 神戸ポートオアシス

賑わいを創出する多目的イベント空間「セイルコート」と観客席となる「立体ギャラリー」

- ・ エントランスは歩道と連続した内外一体の3層吹抜イベント広場となる「セイルコート」として計画  
セイルコートでは、音楽やダンスのイベント、市民のバザーなど様々な催しが可能
- ・ 2階レベルにイベント時の観客席にも利用できる立体ギャラリーを配置

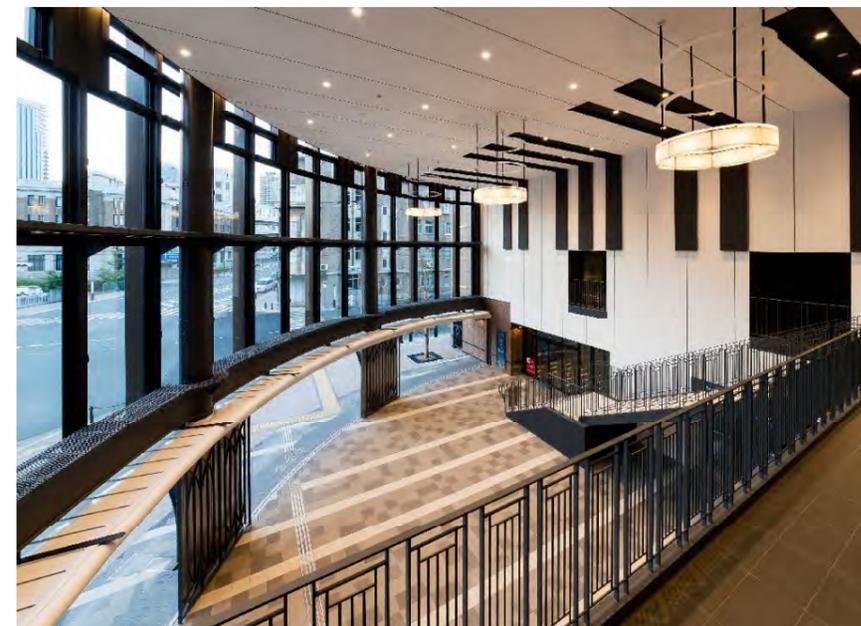


イベント広場としても利用可能な「セイルコート」

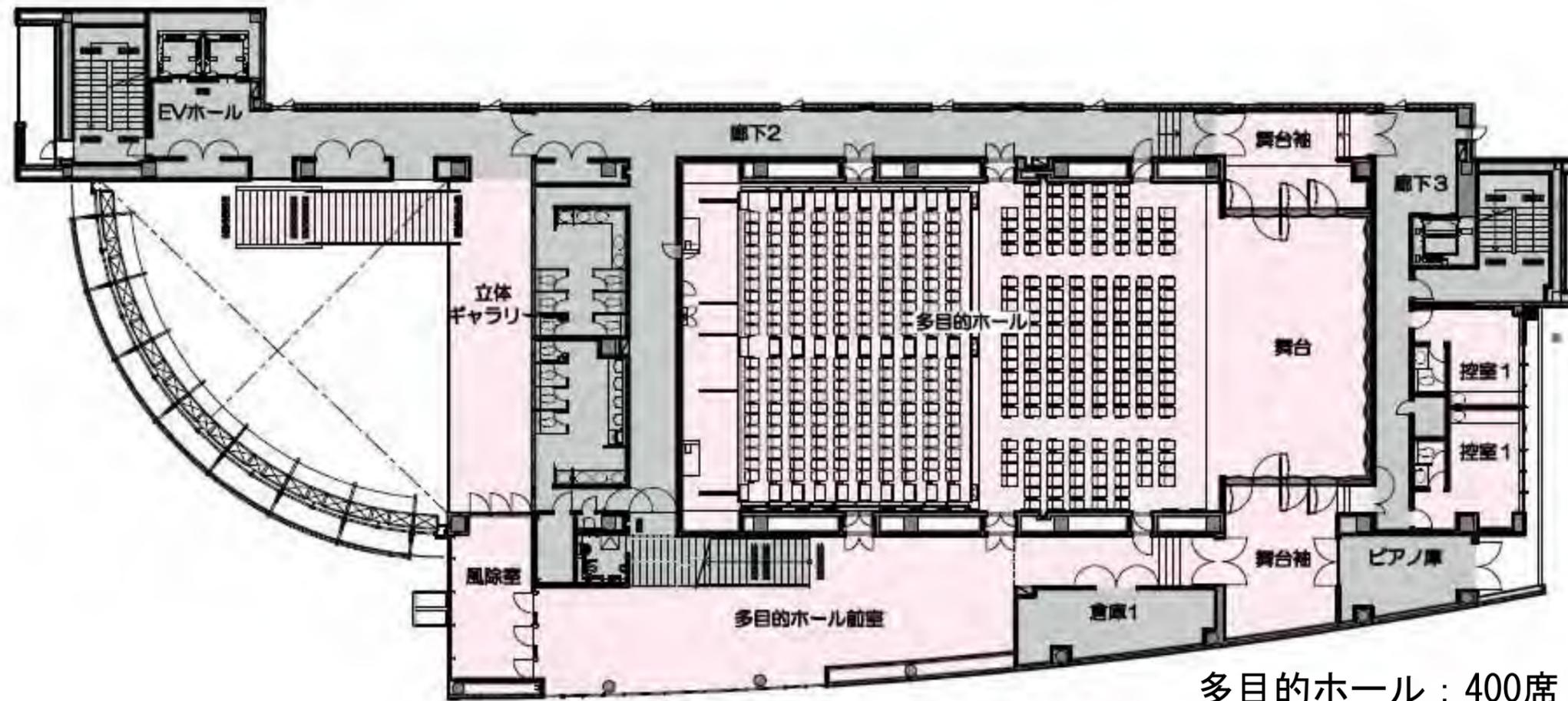
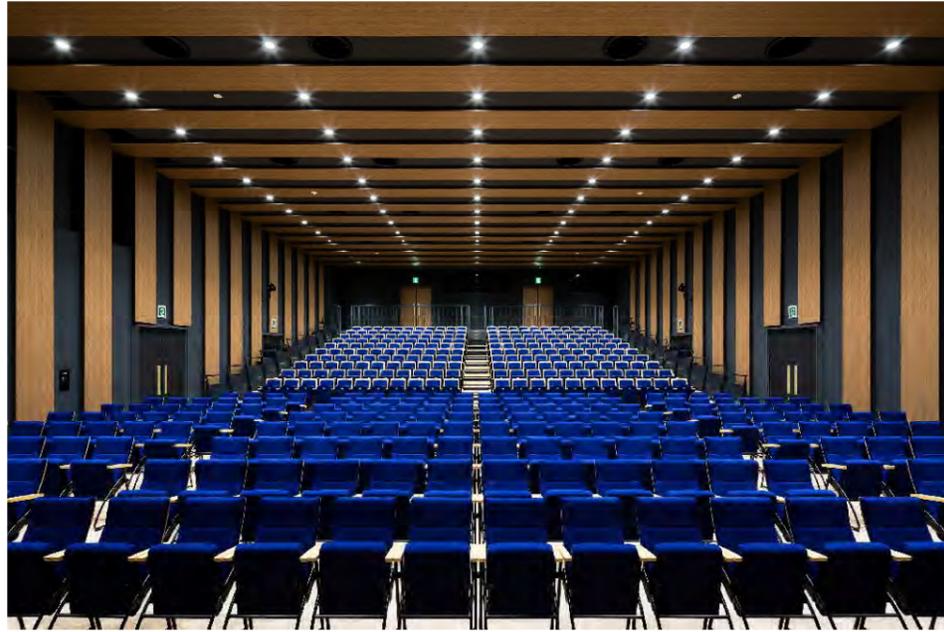


「立体ギャラリー」

# 神戸ポートオアシス



# 神戸ポートオアシス



2階平面図

# 指宿市民会館



所在地 鹿児島県指宿市  
主要用途 研修施設（ホール）  
竣工 2022年 5月

構造 S造  
規模 地上2階  
延床面積 3,124㎡

# 指宿市民会館

## ○概要

既存施設老朽化による市民会館の建て替え整備事業である。

ふれあいプラザなのはな館と一体的・複合的に活用でき、指宿市の文化・芸術の向上、新たな文化創造、地域経済の向上に資する芸術文化拠点を新たにつくることを目的

## シンプル・スマート・コンパクトな市民会館

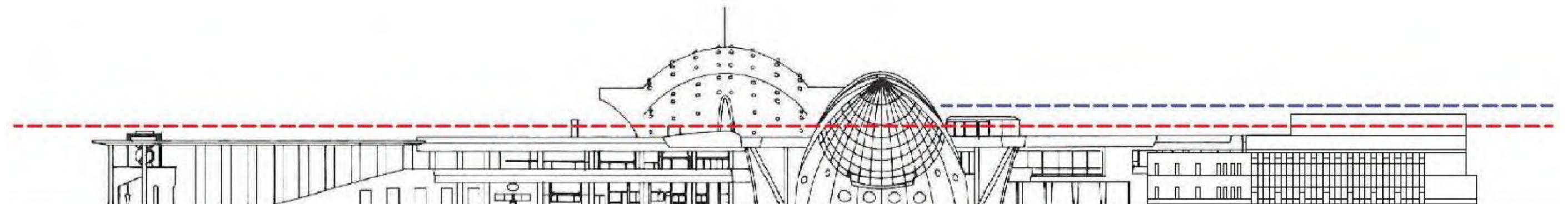
立地的な環境と経済的な条件の両立をした機能的な施設を目指した。

既存建物と機能の分担および連携を図り、相互に活かすため、市民会館としての機能や大きさを無駄のないシンプルでコンパクトな建物とした。

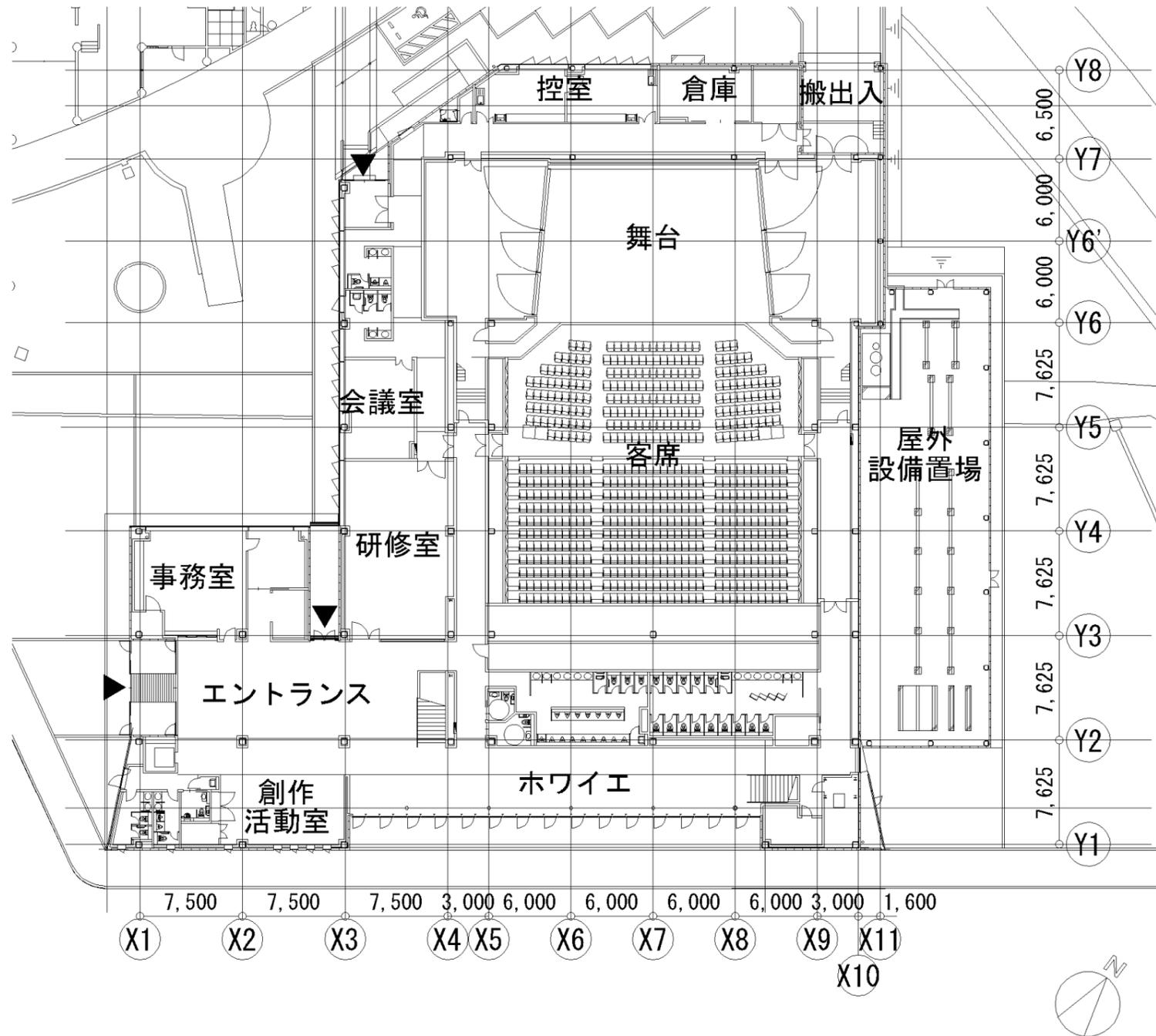
○出会い・交流・創造の拠点：既存との連携・兼用を図り、市民の出会い、交流、文化創造を促すため、市民が気軽に訪れやすい空間構成

○観やすく聴きやすいホール：1スロープ型のシンプルでスマートなホールにするとともに、遮音性能や音の反射に配慮したホール空間（805席）

○周辺への影響低減と調和：フライタワーを低くするなど、必要かつ最低限のボリュームとし、周辺への影響を少なくし、自然豊かな敷地環境に調和



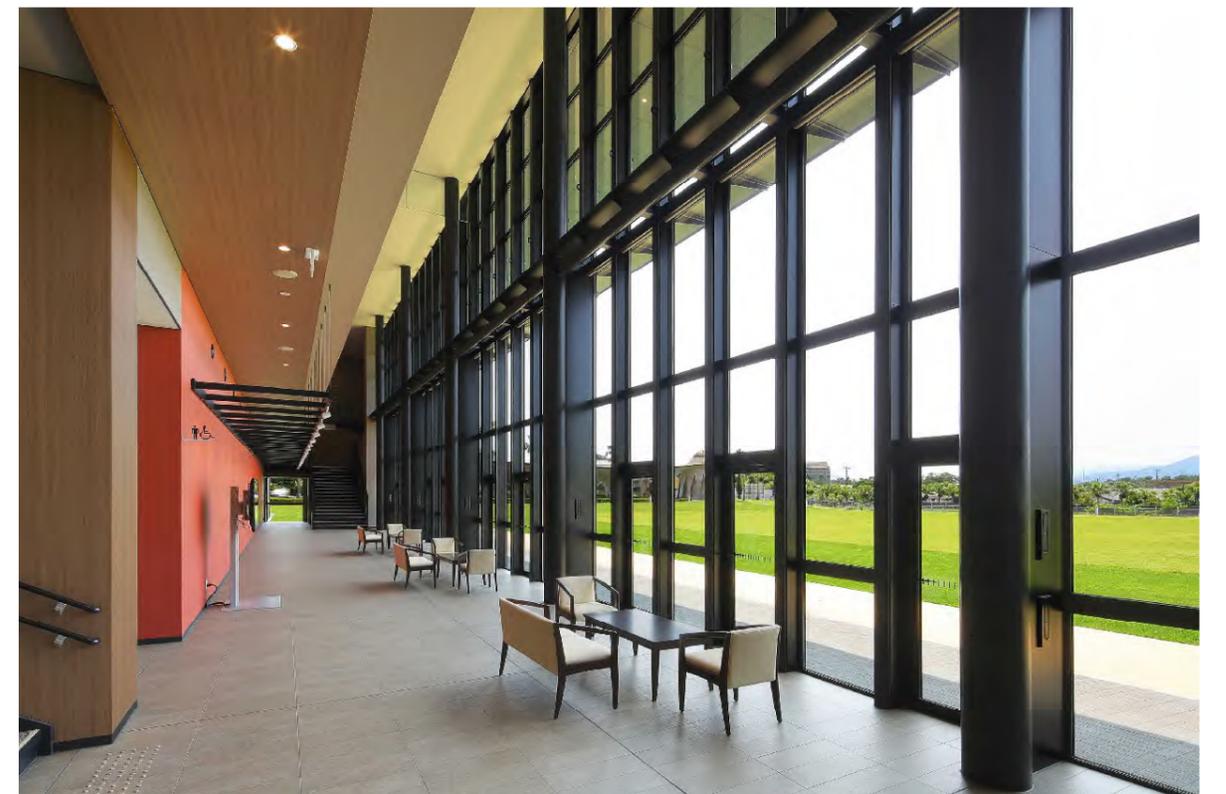
# 指宿市民会館



1階平面図

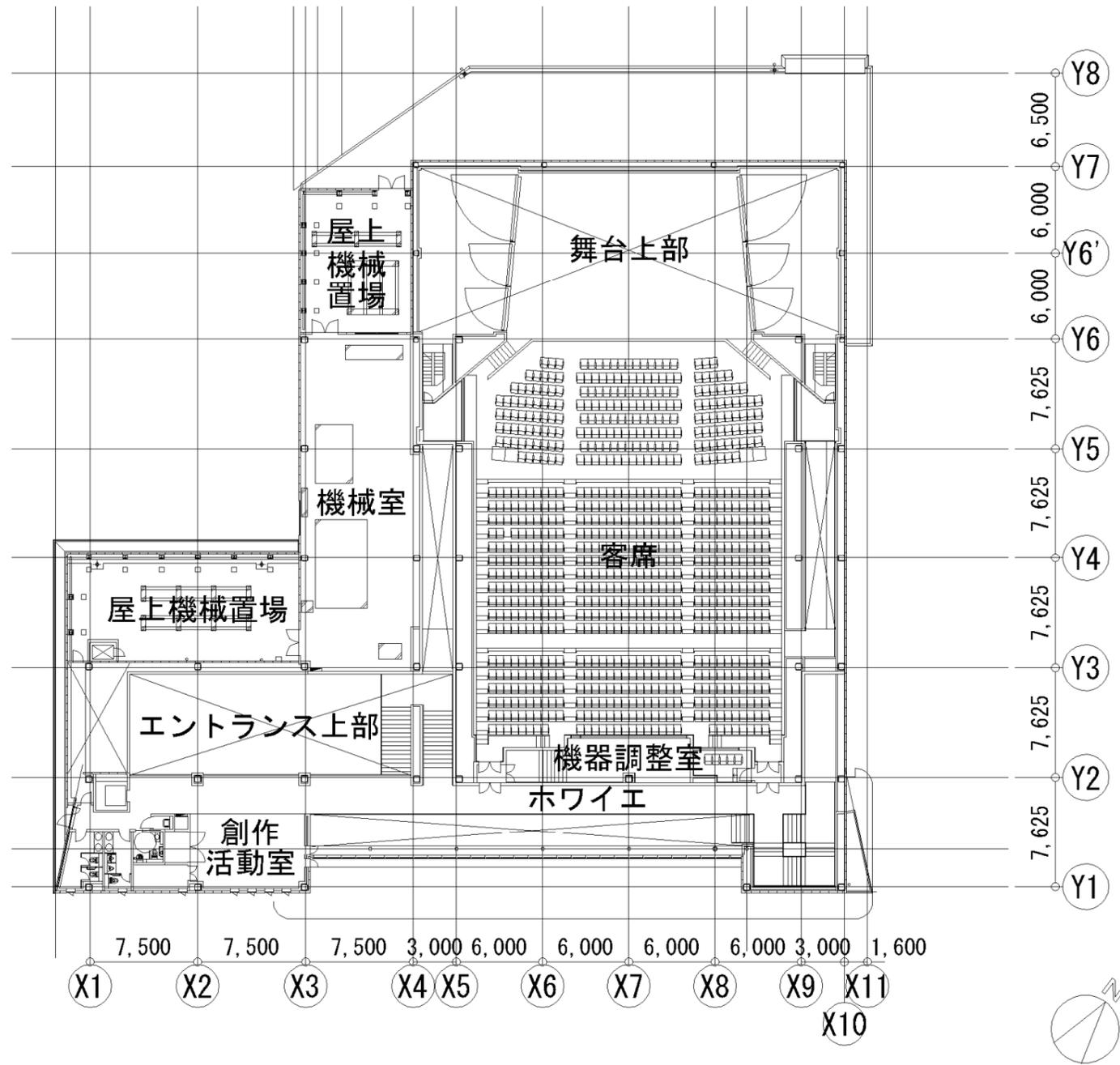


開放的なエントランスホール



芝生広場とつながるホワイエ

# 指宿市民会館



客席後方から



舞台から



### 太子町文化複合施設

所在地 兵庫県太子町  
主要用途 会館、歴史資料館  
竣工 1993年 8月  
構造/規模 RC造/地上4階  
延床面積 6,343m<sup>2</sup>  
諸室 大ホール（800席）、  
中ホール（300席）、研修室など



### 大和高田市民文化会館（さざんかホール）

所在地 奈良県大和高田市  
主要用途 集会場（ホール）  
竣工 1996年 7月  
構造/規模 SRC造、RC造/地下1階 地上4階  
延床面積 10,624m<sup>2</sup>  
諸室 大ホール（1040席）、  
小ホール（238席）、和室など



### 斑鳩町生涯学習センター

所在地 奈良県斑鳩町  
主要用途 生涯学習センター、ホール  
竣工 1997年 6月  
構造規模 RC造、S造/地上3階  
延床面積 8,187㎡  
諸室 大ホール（729席）、  
多目的ホール、和室など



### 龍野市総合文化会館（赤とんぼホール）

所在地 兵庫県龍野市  
主要用途 会館（展示場、ホール、会議室）  
竣工 1997年 1月  
構造規模 RC造、S造/地上4階  
延床面積 8,168㎡  
諸室 大ホール（1100席）、  
中ホール（342席）、展示室など



### 京都市右京ふれあい文化会館

所在地 京都府京都市右京区  
主要用途 集会場（ホール）  
竣工 2001年 5月  
構造規模 SRC造、RC造、S造/地上4階  
延床面積 4,288㎡  
諸室 大ホール（452席）、創造活動室、和室など



### 鹿島市生涯学習センター

所在地 佐賀県鹿島市  
主要用途 生涯学習センター  
（図書館、ホール、文化教室）  
竣工 2000年 12月  
構造規模 RC造/地上3階  
延床面積 5,206㎡  
諸室 大ホール（298席）、研修室等



## 相知町交流文化センター

所在地	佐賀県東松浦郡相知町
主要用途	公民館、ホール、保健センター、 生涯学習センター
竣工	2003年 8月
構造規模	RC造/地上1階
延床面積	4,046㎡
諸室	ホール（320席）、研修室など



## 須木村総合ふるさとセンター

所在地	宮崎県西諸郡須木村
主要用途	集会場（ホール）、保健センター
竣工	2004年 8月
構造規模	S造/地上2階
延床面積	3,414㎡
諸室	大ホール（258席）、図書室、 研修室など

# その他



## i-Mall (医誠会国際総合病院、 扇町ミュージアムキューブ)

所在地 大阪市北区  
主要用途 病院、劇場、幼児保育、カフェなど  
竣工 2023年 6月

扇町ミュージアムキューブ  
様々な大きさの劇場（キューブ）を10個配置した  
シアターコンプレックス



&lt;11月28日（火）&gt;

時間		内 容	備 考
6:00 集合	-	集合場所：東串良町役場 ※鹿児島空港へは町公用車で移動	
8:00	-	鹿児島空港 1F JAL カウンター前にて、業者と合流	
8:55 発	-	鹿児島空港発	JAL2402 便
10:00 着	-	伊丹空港着	
10:15~11:45	90	-移動-	貸切バス
11:45~12:40	55	昼食（奈良県平群町内の予定）	
12:40~13:15	35	-移動-	貸切バス
13:30~15:30	120	■視察-①「平群町総合文化センター」 施設見学ならびに平群町職員との意見交換 <a href="https://www.town.heguri.nara.jp/site/kouminkan">https://www.town.heguri.nara.jp/site/kouminkan</a>	基本計画・設計： 株式会社安井建築設計事務所
15:30~16:00	30	-移動-	貸切バス
16:00~16:30	30	■視察-②「三宅町交流まちづくりセンター MiMo」 施設見学 <a href="https://www.miimo.jp/">https://www.miimo.jp/</a>	基本構想・計画： ランドブレイン株式会社
16:30~17:45	75	-移動-	貸切バス
17:45 着	-	ホテルチェックイン ※大阪新阪急ホテル（大阪市北区芝田1丁目1-35）	
18:30~	-	交流会・夕食 ※チルココ（大阪市北区西天満4丁目10-3）	

&lt;11月29日（水）&gt;

時間		内 容	備 考
8:15 集合	-	集合場所：ホテルロビー	
8:20~10:00	100	-移動-	貸切バス
10:00~11:00	60	■視察-③「太子町立文化会館（あすかホール）」 施設見学 <a href="https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/asuka/sisetugaiyouasuka/1420707028149.html">https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/asuka/sisetugaiyouasuka/1420707028149.html</a>	設計： 株式会社安井建築設計事務所
11:00~11:30	30	-移動-	貸切バス
11:30~14:30	180	昼食 ※昼食後、自由時間（周辺を含めて散策）	
14:30~15:45	75	-移動-	貸切バス
15:45~16:15	30	■（調整中）視察-④「神戸ポートオアシス」 （仮）施設見学 <a href="http://www.kobeportoasis.jp/">http://www.kobeportoasis.jp/</a>	設計： 株式会社安井建築設計事務所
16:15~17:15	60	-移動-	貸切バス
17:15 着	-	ホテル到着（連泊） ※大阪新阪急ホテル（大阪市北区芝田1丁目1-35）	
18:00~	-	交流会・夕食 ※会場は未定	

&lt;11月30日（木）&gt;

時間		内 容	備 考
-	-	集合なし ※各自ホテルチェックアウト	
-	-	-移動-	各自空港へ移動
14:55 発	-	伊丹空港発	JAL2409 便
16:00 着	-	鹿児島空港着 ※鹿児島空港から町公用車で移動	
18:00 着	-	東串良町役場着 解散	

## 新たな複合施設の整備に係る世帯アンケートの概要

- 対象：町内の全世帯（約 3,300 世帯）
- 実施方法：郵送による配布・回収
- 特記事項：世帯で話し合った上での回答を依頼（設問によっては、施設を最も利用する方への回答を依頼）することにより、町民の施設の利用実態と、新たな複合施設に係る意向の詳細を把握する
- 調査結果の分析等の方針：
  - 以下の回答者ごとに集計、分析、比較を実施することにより、既存の施設における困りごと、及び新しい複合施設に求めることを属性別に整理する
    - ・回答者全体
    - ・地域別
    - ・家族構成別
- 設問の構成：＜属性＞
  - ・お住まいの地区
  - ・家族の人数と構成
- ＜公共施設の利用状況について＞
  - ・総合センターと高齢者福祉センターの利用経験
    - 総合センターの利用頻度、利用者の年齢、施設で不便を感じる事
    - 高齢者福祉センターの利用頻度、利用者の年齢、施設で不便を感じる事
- ＜新たな複合施設について＞
  - ・どのような場所になったらよいと考えるか（理想のイメージ）
  - ・新たな複合施設でしたいこと（必要な機能・サービス）
  - ・その他、必要な機能・サービス
  - ・新しい複合施設がどこにあるとよいか

## 新たな複合施設の整備に係る世帯アンケートへのご協力をお願い

日ごろから、町政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東串良町（以下、「本町」と言う。）では、昭和50年に高齢者福祉センター、昭和57年に総合センターを建設し、この2箇所（裏面に位置図を記載）を拠点に集会機能、ホール機能、図書機能、福祉機能等の住民サービスを提供しています。しかし、両施設ともに築後40年以上を経過し、老朽化によって建物の安全性、機能性に問題が生じており、総合センターに関しては、地盤沈下等の敷地に関する問題もあり、別の敷地への移転が必要な状況です。

これを踏まえ、本町では、国・県等の補助も活用しながら総合センター、高齢者福祉センター等を集約した新たな複合施設を整備することを検討しています。

この調査は、町民の皆様から複合施設の整備に関するご意見やご感想をお聞きし、複合施設の整備方針を示す基本構想・基本計画の策定に役立てていくことを目的として実施するものです。

調査の実施にあたりましては、令和5年11月1日現在で東串良町にお住まいの全世帯を対象としております。アンケートは無記名で行い、集計結果はすべて統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年11月

東串良町長 宮原 順

～ご回答にあたってのお願い～

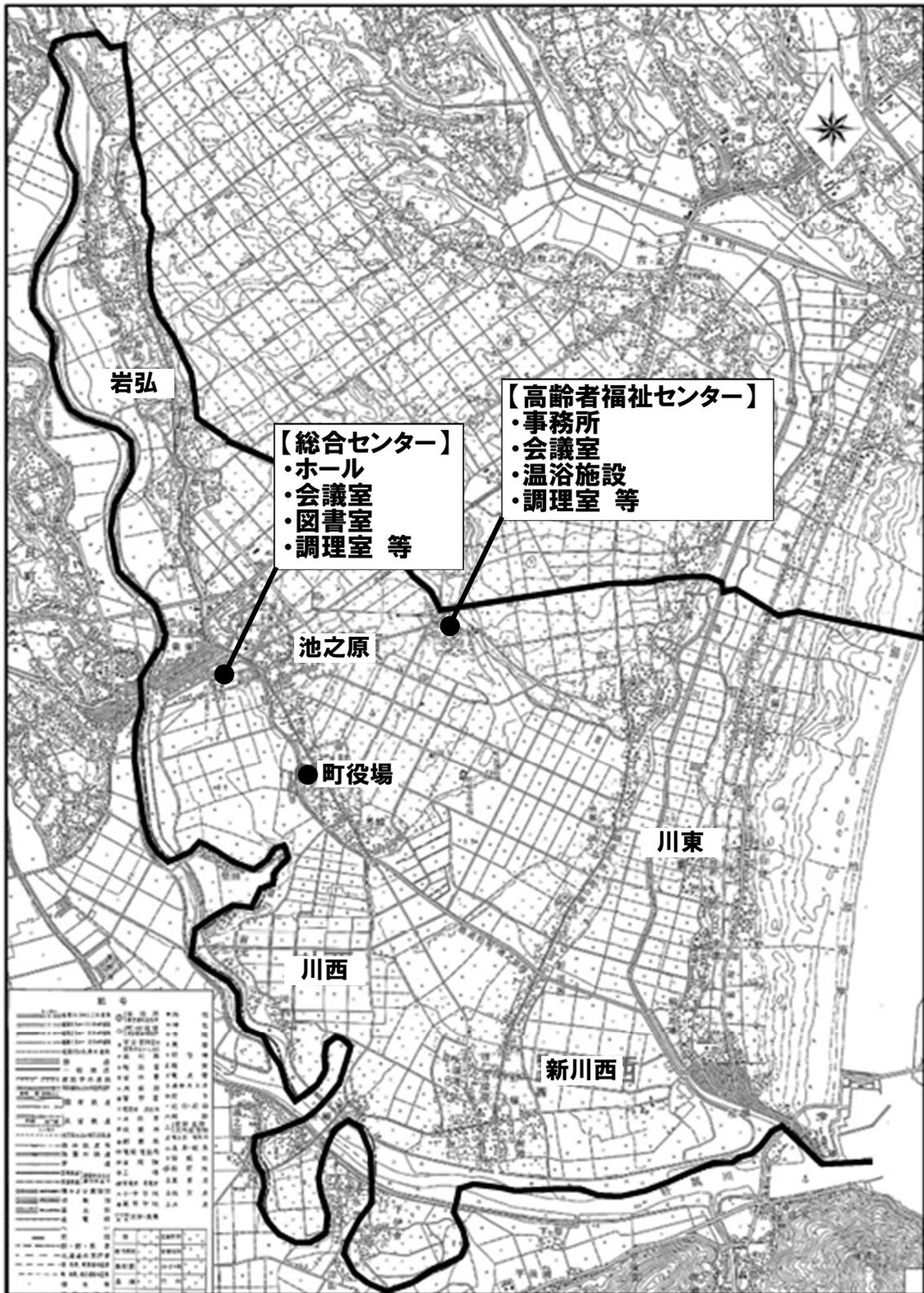
- アンケートの回答は、**世帯の構成員みんなで話し合ってお記入**ください。  
なお、既存の公共施設の利用に係る設問については、**世帯の中で各公共施設の利用頻度が最も高い方**がご記入ください。
- 提出方法は、以下の2つ**があります。**いずれか1つの方法**でご提出下さい。
  1. **この調査票に記入**の上、同封の返信用封筒に入れて**郵送**する（切手は不要です）。
  2. 右側の2次元コードで**専用サイトにアクセス**して回答・提出する。
- いずれの提出方法においても、**12月25日（月）**までにご提出ください。
- お答えは、設問ごとに（1つに○印）、（あてはまるものすべてに○印）などそれぞれ指定されていますので、お間違えのないようお気を付けください。○印は、番号を囲むように濃くつけてください。（例 ①）

この調査票についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

東串良町役場 企画課

電話：0994-63-3122 E-mail：kikaku@higashikushira.com

参考：既存の総合センター、高齢者福祉センターの位置



# 新たな複合施設の整備に係る世帯アンケート

回答していただくあなた自身についてお伺いします。

【問1】 あなたのお住まいの地区について、あてはまる番号を○で囲んでください。  
(1つに○印)

1 岩弘地区	2 豊栄地区	3 池之原地区
4 川西地区	5 新川西地区	6 川東地区(北部・南部)
7 柏原地区		

【問2】 あなたの家族の人数と構成、居住年数について、あてはまる番号を○で囲んでください。  
(それぞれ1つに○印)

【家族の人数】	
1 1人	2 2人
3 3人	4 4人
5 5人	6 6人以上
【家族の構成】	
1 単身	2 夫婦のみ
3 2世代同居(親・子)	4 3世代同居(親・子・孫)
5 その他( )	
【居住年数※】 ※家族のうち、最も居住年数が長い方の期間	
1 10年未満	2 10年以上20年未満
3 20年以上30年未満	4 30年以上40年未満
5 40年以上50年未満	6 50年以上60年未満
7 60年以上	

公共施設の利用状況についてお伺いします。

【問3】 あなた(家族)は以下の公共施設を利用したことがありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(あてはまるものすべてに○印)

1 総合センター	2 高齢者福祉センター
----------	-------------

【問4】 問3において「1 総合センター」を選択した方にお聞きします。

【問4-1】あなたの家族のうち、最も利用する機会が多い人は、総合センターをどのくらい利用していますか。現在、もしくはコロナ禍前（3、4年前）のうち利用頻度が高い方について、あてはまる番号を○で囲んでください。（1つに○印）。

1 ほぼ毎日	2 週に1～3回程度
3 月1～2回程度	4 数か月に1回程度
5 年に1回程度	6 過去に数回程度

【問4-2】あなたの家族のうち、総合センターを最も利用する機会が多い人の年齢についてあてはまる番号を○で囲んでください。（1つに○印）

1 10代以下	2 20代	3 30代
4 40代	5 50代	6 60代
7 70代	8 80代以上	

【問4-3】あなたの家族のうち、総合センターを最も利用する機会が多い人が、施設に不便さを感じることはありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。（あてはまるものすべてに○印）

1 駐車場・駐輪場が少ない
2 バリアフリー化が不十分
3 施設が古い・狭い・汚い
4 おむつ交換が可能な多機能トイレ、授乳室が足りない
5 町の主催するイベントの回数・バリエーションが少ない
6 多目的な利用に適した部屋がない
7 図書館が充実していない
8 くつろぐためのスペースがない・使いにくい
9 利用申込みが分かりにくい・予約が取りにくい
10 使用料が高い
11 ホームページの内容が分かりにくい
12 インターネット環境（Wi-Fi）がない
13 職員の対応が不十分
14 特に不便さを感じていない
15 その他（ <span style="float: right;">）</span>

【問5】 問3において「2 高齢者福祉センター」を選択した方にお聞きします。

【問5-1】あなたの家族のうち、最も利用する機会が多い人は、高齢者福祉センターをどのくらい利用していますか。現在、もしくはコロナ禍前（3、4年前）のうち利用頻度が高い方について、あてはまる番号を○で囲んでください。（1つに○印）

1 ほぼ毎日	2 週に1～3回程度
3 月1～2回程度	4 数か月に1回程度
5 年に1回程度	6 過去に数回程度

【問5-2】あなたの家族のうち、高齢者福祉センターを最も利用する機会が多い人の年齢についてあてはまる番号を○で囲んでください。（1つに○印）

1 10代以下	2 20代	3 30代
4 40代	5 50代	6 60代
7 70代	8 80代以上	

【問5-3】あなたの家族のうち、高齢者福祉センターを最も利用する機会が多い人が、施設に不便さを感じることはありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。（あてはまるものすべてに○印）

1 駐車場・駐輪場が少ない
2 バリアフリー化が不十分
3 施設が古い・狭い・汚い
4 おむつ交換が可能な多機能トイレ、授乳室が足りない
5 町の主催するイベントの回数・バリエーションが少ない
6 多目的な利用に適した部屋がない
7 温浴施設が利用しにくい
8 くつろぐためのスペースがない・使いにくい
9 利用申込みが分かりにくい・予約が取りにくい
10 使用料が高い
11 ホームページの内容が分かりにくい
12 インターネット環境（Wi-Fi）がない
13 職員の対応が不十分
14 特に不便さを感じていない
15 その他（ <span style="float: right;">）</span>

**新たな複合施設についてお伺いします。**

【問6】 あなた（家族）は、新しい複合施設にどのような場所になったらよいと考えますか。あてはまる番号を○で囲んでください。（3つまで○印）

- |  |
|--|
| 1 多くの人が集まり、賑わいが生まれる場所                        |
| 2 人々の暮らしを便利にし、豊かにする場所                        |
| 3 待ち合わせや談笑などの交流ができる場所                        |
| 4 世代を超えた交流ができる場所                             |
| 5 イベントなどの活動に参加できる場所                          |
| 6 親子連れで利用しやすい、子供の成長を支える場所                    |
| 7 学生や若い人が活動できる場所                             |
| 8 高齢者が活動できる場所                                |
| 9 災害時の拠点・避難所となる場所                            |
| 10 その他（ <span style="float: right;">）</span> |

【問7】 あなた（家族）は、新しい複合施設において、どのようなことがしたいですか。あてはまる番号を○で囲んでください。（あてはまるものすべてに○印）

**【ホール機能】**

- |   |
|---|
| 1 町などの実施する様々なイベントに参加する（音楽イベント・演劇等）          |
| 2 町民発表の場として活用する                             |
| 3 サークル活動の練習・イベントを行う                         |
| 4 子どもの行事で利用する                               |
| 5 学校行事で利用する                                 |
| 6 その他（ <span style="float: right;">）</span> |

**【図書館機能】**

- |   |
|---|
| 1 本・雑誌・視聴覚資料を借りる                            |
| 2 本・新聞・雑誌を閲覧する                              |
| 3 電子書籍で本を閲覧する                               |
| 4 子どもに読み聞かせをする                              |
| 5 県立図書館の取り寄せサービスを利用する                       |
| 6 図書を活用して勉強・仕事をする                           |
| 7 その他（ <span style="float: right;">）</span> |

【会議室・和室機能】
1 地域等の会議で利用する 2 サークル活動等で利用する 3 習い事等で利用する 4 その他（ ）
【その他】
1 インターネット・wi-fi を利用する 2 勉強・仕事をする 3 喫茶等のスペースでくつろぐ、友人などと交流する 4 飲食物持込み可のスペースを利用する 5 その他（ ）

【問8】 あなた（家族）は、新しい複合施設で整備してほしいと思う機能やサービス等はありませんか。あてはまる番号を○で囲んでください。（3つまで○印）

1 飲食提供（カフェ・喫茶 等）
2 クッキングスタジオ（調理、キッチン、イベント 等）
3 子育ての交流・イベント
4 介護予防
5 福祉の相談窓口
6 サークルの受付窓口
7 子どもの一時預かり
8 イベント広場
9 温泉を含む温浴施設
10 まちづくり団体等の事務所
11 コワーキングスペース（様々な年齢・職種の人たちが空間を共有しながら仕事を行う場所のこと）
12 公共交通でのアクセス
13 その他（ ）



## 東串良町複合施設建設検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 東串良町の複合施設建設計画の策定に当たり、町民等の幅広い意見を反映させるため、東串良町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、町長に答申するものとする。

- (1) 複合施設建設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他複合施設建設に必要な事項に関すること。

### (組織及び任期)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の公共的団体から推薦された者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年東串良町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「

50 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃
---------------------	---	--------	---

」を「

50 東串良町複合施設建設検討委員会委員（識見委員）	〃	20,000円	〃
51 東串良町複合施設建設検討委員会委員長及び委員	〃	5,200円	〃
52 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃

」に改める。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

## 東串良町複合施設建設検討委員会運営指針

(趣旨)

第1条 東串良町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(傍聴)

第3条 会議は、傍聴することができるものとする。ただし、会議の秩序維持に大きな支障が生じるおそれがあると委員長が認めるときは、制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、東串良町複合施設建設検討委員会傍聴希望書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局から傍聴章（様式第2号）を受け、これを常時見えるところに表示しなければならない。なお、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を事務局に返却するものとする。

3 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて委員長が調整する。

4 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により決定する。

(委員会の出席)

第4条 会議には、委員本人が出席するものとする。

(発言)

第5条 委員は、委員長の許可を得た後に発言するものとする。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 会議の議題

(4) 会議経過の要旨

(5) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しないものとする。

3 会議録は、次の会議において各委員に配布し、確認後に公開する。

(会議結果等の公表)

第7条 会議録や委員会資料は、企画課と東串良町ホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料の掲載について十分配慮し、可能な範囲の情報の公表に努めるものとする。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めることとする。

附 則

この運営指針は、令和5年8月10日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

東串良町複合施設建設検討委員会 傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。  
傍聴にあたり、下記の事項を順守します。

氏 名 \_\_\_\_\_ :

勤務先（所属団体） \_\_\_\_\_ :

住 所 \_\_\_\_\_ :

連絡先（TEL） \_\_\_\_\_ :

記

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

様式第2号（第3条関係）

（表）

	東串良町複合施設 建設検討委員会
傍 聴 章	
※お帰りの際は事務局へお返してください。	

（裏）

傍聴に際しての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章を見える位置に表示して下さい。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。